

(第一類) 第八号(附屬の二)

第六十三回国会 農林水産委員会社会労働委員会連合審査会議録 第一號

(三九〇)

昭和四十五年四月二十七日(月曜日)

午前十時四十二分開議

出席委員

農林水産委員会

委員長 草野一郎平君

理事 安倍晋太郎君

理事 三ツ林弥太郎君

理事 小平

熊谷

瀧谷

田澤

中尾

柴一君

田中

恒利君

千葉

七郎君

松沢

俊昭君

鶴岡

洋君

小宮

武喜君

理事

栗山

津川

武一君

出席委員会

理事

伊東

正義君

理事

大橋

敏雄君

理事

後藤

健二郎君

出席政府委員

厚生政務次官

農林大臣官房長

厚生省年金局長

農林省農政局長

農林大臣

政弘君

島本

虎三君

古寺

進君

内田

常雄君

倉石

忠雄君

池田

俊也君

委員外の出席者

農林水産委員会

調査室長

農林水産委員会

松任谷健太郎君

議員

芳賀

貢君

本日の会議に付した案件

農民年金法案(芳賀賀君外十四名提出、衆法第

一五号)

農業者年金基金法案(内閣提出第七八号)

○草野委員長これより農林水産委員会、社会労働委員会連合審査会を開会いたします。

先例によりまして、農林水産委員長の私が委員長の職務を行ないます。

芳賀賀君外十四名提出、農民年金法案及び内閣提出農業者年金基金法案の両案を一括して議題とし、審査を進めます。

第七章 罰則(第九十九条~第一百一条)
第一章 総則

第二章 役員等
(役員の目的)

三人以内及び監事一人を置く。
常勤の理事三人以内を置くことができる。

2 基金に、役員として、前項の理事のはか、非常勤の理事及び権限(役員の職務及び権限)

第八条 理事長は、基金を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して基金の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、基金の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は主務大臣に意見を提出することができる。

2 理事は、理事長及び監事は、主務大臣が任命する。

2 理事は、主務大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

2 役員は、再任されることができる。

2 役員は、再任されることはできない。

出席委員

農林水産委員会

委員長 草野一郎平君

理事 安倍晋太郎君

理事 三ツ林弥太郎君

理事 小平

熊谷

瀧谷

田澤

吉郎君

中尾

柴一君

角屋

堅次郎君

千葉

七郎君

松沢

俊昭君

田中

直藏君

吉郎君

中尾

恒利君

田中

茂一君

中澤

七郎君

瀧野

光次郎君

農業者年金基金法案

農業者年金基金法

農業者年金基金

係る役員が次の各号の一に該当するときは、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

三 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするとときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(役員の兼職禁止)

第十三条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、非常勤の理事にあつては、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十四条 基金と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が基金を代表する。

(代理人の選任)

第十五条 理事長は、理事又は基金の職員のうちから、基金の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第十六条 基金の職員は、理事長が任命する。

(評議員会)

第十七条 基金に、評議員会を置く。

2 基金は、理事長の諮問に応じ、基金の業務の運営に関する重要事項を調査審議する。

3 評議員会は、前項の事項に關し、理事長に意見を述べることができる。

4 評議員会は、評議員三十人以内で組織する。

5 評議員は、農業者年金の被保険者及び学識経験を有する者のうちから、主務大臣が任命する。

6 評議員の任期は、二年とする。

7 第十条第一項ただし書及び第二項並びに第十一条第二項の規定は、評議員について準用す

る。

8 前各項に定めるものほか、評議員会の組織及び運営に關し必要な事項は、主務省令で定めることとする。

第十八条 基金の役員及び職員は、刑法(明治四十一年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に從事する職員とみなす。

第三章 業務

第一節 通則

(業務の範囲)

第十九条 基金は、第一条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行なう。

一 第二節の規定により、農業者年金事業を行なうこと。

二 第三節の規定により、農地等(農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第一項に規定する農地及び採草放牧地をいう。以下同じ。)及びその附帯施設の買入れ及び売渡しを行ない、並びにこれらの取得に必要な資金の貸付けを行なうこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務

下同)。及びその附帯施設の買入れ及び売渡しを行ない、並びにこれらの取得に必要な資金の貸付けを行なうこと。

2 基金は、前項の規定により行なう業務の遂行に支障のない範囲内で、あらかじめ主務大臣の認可を受けて、農業者年金の被保険者及び被保険者であつた者の福祉を増進するために必要な施設で政令で定めるものの設置及び運営を行なうことができる。

(業務の委託)

第二十条 基金は、あらかじめ主務大臣の認可を受けて、次の各号に掲げる者に対し、その業務(農業者年金の被保険者の資格に関する決定、農業者年金事業の給付に関する決定、農地等及びその附帯施設の買入れ及び売渡しに関する決定並びに農地等及びその附帯施設の取得に必要な資金の貸付けに関する決定を除く。)の一部を委託することができる。

一 市町村(特別区を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、市町村とする)。

二 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百二号)第十条第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行なら農業協同組合

三 前二号に掲げる者のほか、主務大臣の指定する者

の属する月の前月までの期間

二 その者が農業者年金の被保険者期間(以下單に「被保険者期間」という。)を有する者である場合におけるその被保険者期間

三 経営移譲年金を受ける権利を有する者が第一項に規定する者に該当することとなつた場合に

は、同項の規定にかかわらず、その者は、農業者年金の被保険者としない。

(任意加入被保険者)

第二十二条 国民年金の被保険者で次の各号に掲げるものの(経営移譲年金を受ける権利を有する者を除く。)は、基金に申し出て、農業者年金の被保険者となることができる。

一 農地等につき耕作又は養畜の事業を行なう者であつて、所有権又は使用収益権に基づいてその事業に供する農地等の面積の合計が前条第一項の政令で定める面積には満たないが政令で定める面積以上であるもののうち、作物の構成その他その者の耕作の事業の態様に照らし、その事業の規模が同項に規定する者の耕作又は養畜の事業の規模に準ずるものとして主務省令で定める基準に適合する者

二 農地等につき耕作又は養畜の事業を行なう者の使用及び収益を目的とする権利をいう。以下同じ)に基づいてその事業に供する農地等の面積の合計が政令で定める面積以上であるものは、農業者年金の被保険者とする。

農業者年金の被保険者でなかつた者が前項に規定する者に該当することとなつた場合において、その者の次に掲げる期間を合算した期間が二十年に満たないときは、同項の規定にかかわらず、その者は、農業者年金の被保険者としない。

一 その者が前項に規定する者に該当することとなつた日の属する月から六十歳に達する日

三 その面積の合計が前条第一項の政令で定められた面積以上である農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業を行なう者であつて、當該組合員又は社員に限る。)

なう者の直系卑属で政令で定める要件に該当するもののうち、当該耕作又は養畜の事業を行なう者がその事業の後継者として指定する一人の者（同項に規定する者に該当する者を除く。）

2 前条第二項の規定は、前項の規定による申出をした者について準用する。この場合において、同項中「前項に規定する者に該当することとなつた」とあるのは、「第二十一条第一項の規定による申出をした」と読み替えるものとする。

（資格取得の時期）

第二十四条 第二十二条の規定により農業者年金の被保険者となる者は、同条第一項に規定する者に該当することとなつた日に、農業者年金の被保険者の資格を取得する。

2 前条第一項の規定による申出をして農業者年金の被保険者となる者は、その申出をした日に、農業者年金の被保険者の資格を取得する。（資格の喪失）

第二十五条 農業者年金の被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その日）、農業者年金の被保険者の資格を喪失する。

一 国民年金の被保険者の資格を喪失したとき。

二 第四十二条第一号又は第二号の経営移譲をしたとき。

三 農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて行なう耕作又は養畜の事業を廃止したとき。

四 第二十三条第一項第二号に該当することにより同項の規定による申出をして農業者年金の被保険者となつた者（第二十二条第一項に規定する者に該当している者を除く。）にあつては、その者が当該農業生産法人の組合員、社員若しくは農地法第二条第七項に規定する常時従事者でなくなり、又は当該農業生産法人が農地等につき所有権若しくは使用収益権を有する人。

に基づいて耕作若しくは養畜の事業を行なう農業生産法人でなくなつたとき（当該被保険者となつた者が引き続き農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業を行なうときを除く。）。

五 第二十三条第一項第三号に該当することにより同項の規定による申出をして農業者年金の被保険者となつた者（第二十二条第一項に規定する者に該当している者を除く。）にあっては、その者に対し、同号に規定する耕作又は養畜の事業を行なう者がその事業に供する農地等の全部又は一部について所有権又は使用収益権を移転しないでその事業を廃止したとき（当該被保険者となつた者が引き続き農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業を行なうときを除く。）。

（資格の喪失の特例）

第二十六条 保険料納付済期間（納付された保険料（第七十三条の規定により徵收された保険料を含む。）に係る被保険者期間を合算した期間をいう。以下同じ。）が十五年以上である者が、六十歳に達する日前に第四十二条第一号又は第二号の経営移譲をしたことにより農業者年金の被保険者の資格を喪失した場合において、経営移譲年金の支給を受けるのに必要な保険料納付済期間を満たしていないときは、その者は、基金に申し出て、農業者年金の被保険者となることができる。

2 前項の規定による申出は、第四十二条第一号又は第二号の経営移譲をした日から起算して三月以内にしなければならない。ただし、基金は、正当な理由があると認めるときは、その期間を経過した後の申出であつても、受理することができます。

3 第二十八条 農業者年金の被保険者であつて、所有権又は使用収益権に基づいてその耕作又は養畜の事業に供する農地等の面積の合計が第二十二条第一項の政令で定める面積に満たないものは、いつでも、基金に申し出て、農業者年金の被保険者の資格を喪失した日にさかのぼつて、農業者年金の被保険者の資格を取得するものとする。

4 第一項の規定による申出をして農業者年金の被保険者となつた者は、前条、次条及び第二十条の規定によるほか、経営移譲年金の支給を受けるのに必要な保険料納付済期間を満たすに至つた日の翌日に、農業者年金の被保険者の資格を喪失する。

（任意脱退）

第二十七条 農業者年金の被保険者であつて、所有権又は使用収益権に基づいてその耕作又は養畜の事業に供する農地等の面積の合計が第二十二条第一項の政令で定める面積以上であるものは、次の各号のいずれかに該当する場合には、同条の規定にかかわらず、基金の承認を受け、農業者年金の被保険者の資格を喪失することができる。

一 その者が所有権又は使用収益権に基づいてその耕作又は養畜の事業に供する農地等につき、耕作又は養畜の目的以外の目的に供することが相当と認められる場合で政令で定める要件に該当するとき。

二 その者が農地等につき耕作又は養畜の事業を引き続き行なうことが著しく困難と認められる政令で定める相当の理由があるとき。

2 前項の承認を受けた者は、その承認を受けた日の翌日に、農業者年金の被保険者の資格を喪失する。ただし、その承認の申請がその者が農業者年金の被保険者の資格を取得した日から起算して三月以内になされたものであるときは、さかのぼつて農業者年金の被保険者とならなかつたものとみなす。

（届出）

第三十条 農業者年金の被保険者は、主務省令で定めるところにより、その資格の取得及び喪失に関する事項並びに氏名及び住所の変更に関する事項を基金に届け出なければならない。（国民年金法第八十七条の二の特例）

第三十一条 農業者年金の被保険者は、すべて、その被保険者となつた時に、国民年金法第八十七条の二第一項の規定による保険料を納付する者となる。

2 前項の規定により国民年金法第八十七条の二第一項の規定による保険料を納付する者となつた者については、同条第三項及び第四項の規定は、適用しない。

第二款 納付

第一目 通則

（給付の種類）

第三十二条 農業者年金事業の給付（以下単に「給付」という。）は、次のとおりとする。

- 一 経営移譲年金
- 二 農業者老齢年金
- 三 脱退一時金
- 四 死亡一時金

格を喪失する。

（被保険者期間の計算）

第二十九条 被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、農業者年金の被保険者の資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の属する月の前月までをこれに算入する。

2 農業者年金の被保険者がその資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは、その後の月を一月として被保険者期間に算入する。ただし、その月にさらに農業者年金の被保険者の資格を取得したときは、この限りでない。

3 農業者年金の被保険者の資格を喪失した後、さらにその資格を取得した者については、前後の被保険者期間を合算する。

（届出）

第三十条 農業者年金の被保険者は、主務省令で定めるところにより、その資格の取得及び喪失に関する事項並びに氏名及び住所の変更に関する事項を基金に届け出なければならない。

第三十一条 農業者年金の被保険者は、すべて、その被保険者となつた時に、国民年金法第八十七条の二第一項の規定による保険料を納付する者となる。

2 前項の規定により国民年金法第八十七条の二第一項の規定による保険料を納付する者となつた者については、同条第三項及び第四項の規定は、適用しない。

第二款 納付

第一目 通則

（給付の種類）

第三十二条 農業者年金事業の給付（以下単に「給付」という。）は、次のとおりとする。

- 一 経営移譲年金
- 二 農業者老齡年金
- 三 脱退一時金
- 四 死亡一時金

又は第一号の經營移譲があつたものとする。

二条第二項の小作地及び同条第三項の小作採草放牧地をいふ。以下同じ)があり、又は処分対象農地等のすべてが小作地等である場合において、經營移譲者が、基準日後一年内に、その小作地等の全部又は一部(処分対象農地等のすべてが小作地等である場合にあつては、その一部)についてその有する使用収益権を消滅させ、かつ、その他の処分対象農地等について次の各号のいずれかにより所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定をしたときは、その区分に応じ、その使用収益権を消滅させた小作地等についても、第一項第二号イ若しくはロに掲げる者に對する同号に該当する所有権若しくは使用収益権の移転若しくは使用収益権の設定又は同項第三号に該当する所有権若しくは使用収益権の移転若しくは使用収益権の設定があつたものとみなす。

一 当該その他の処分対象農地等のすべてについて、第一項第二号の規定の例により、所有権若しくは使用収益権を移転し、又は使用収益権を設定すること。

二 当該その他の処分対象農地等のうち第一項第三号の政令で定める面積以内の面積の農地等を除いた残余のすべてについて、同号の規定の例により、所有権若しくは使用収益権を移転し、又は使用収益権を設定すること。

三 処分対象農地等のすべてが小作地等である場合において、經營移譲者が基準日後一年内に処分対象農地等のすべてについてその有する使用収益権を消滅させたときは、その使用収益権を消滅させた处分対象農地等については、第一項第二号イに掲げる者に對する同号に該当する使

作地等を除いた残余のすべてについてその有する使用収益権を消滅させたときは、その使用収益権を消滅させた処分対象農地等については、同項第三号に該当する使用収益権の移転があつたものとみなす。

5 前二項の規定は、処分対象農地等のうちに基
準日後一年内に土地收回法（昭和二十六年法律
第二百十九号）その他の法律によつて收回され
たものその他政令で定めるものがあり、又は処
分対象農地等のすべてがこれらの農地等である
場合について適用する。

第四十三条 農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業を行なら農業生産法人の組合員又は社員である者（主務省令で定める者に限る。）についての第四十一条第一号又は第二号の経営移譲とは、前条の規定にかか

又は同項第三号に該当する所有権若しくは使用収益権の移転若しくは使用収益権の設定があつたものとみなす。

いて、第一項第二号の規定の例により、所有権若しくは使用収益権を移転し、又は使用収益権を設定すること。

4 処分対象農地等のすべてが小作地等である場合において、經營移譲者が基準日後一年内に処分対象農地等のすべてについてその有する使用収益権を消滅させたときは、その使用収益権を使用収益権を消滅させたときは、その使用収益権を消滅させた処分対象農地等については、第一項第二号イに掲げる者に対する同号に該当する使用者が基準日後一年内に処分対象農地等のうち同項第三号の政令で定める面積以内の面積の小

かつ、当該耕作又は養畜の事業を廃止し、又

一 その者が前条第一項第二号イ又はロに掲げる者に対しその持分(その者が基準日後一年間に農業生産法人に対する持分を取得したと
は縮小したものであること

2 経営譲年金は、前項の規定による場合のほか、受給権者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その該当している期間、その支給を停止する。

一 農地等の所有権若しくは使用収益権を取得し、又は使用収益権に基づき使用及び収益をさなてる農地等の返還を受けて、その取得

又は返還に係る農地等につき耕作又は養蓄の事業を行なら者となつたとき(その者が、經營移譲年金の支給を受ける原因となつた第四十一条第一号又は第二号の経営移譲において、第四十二条第一項第二号ロに掲げる者に

対して農地等の所有権又は使用収益権を移転した受給権者以外の者である場合には、その取得又は返還に係る農地等につき耕作又は養畜の事業を行なうことにより、その者が同項第三号の政令で定める面積をこえる面積の農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて

耕作又は養畜の事業を行なう者となつた場合
に限る。)
一 農地等につき所有権又は使用収益権に基づ
いて耕作又は養畜の事業を行なう農業生産法
人の組合員又は社員となつたとき。

第三目 農業者老齡年金

支給要件

第四十七条 農業者老齢年金は、次の各号のいすれかに該当する者が六十五歳に達したときに、その者に支給する。

一
経営移譲年金に関する受給権者

二 前号に掲げる者以外の者で、

明倫彙編

期間が二十年以上であるが、

した田の前田において農業者年

卷之三

であつたもの

(年金額)

(卷之三)

第四十八条 農業者老齢年金の額は

果食甘肉甘，用而用故之善也。○

保険料納付満期間の月数を乗じて得

100

第一類第八号(附屬の一) 農林水産委員会社会労働委員会連合審査会議録第一号

昭和四十五年四月二十七日

(準用規定)

第四十九条 第四十五条の規定は、農業者老齢年金について準用する。

第四目 被保険者及び年金給付に関する経過的特例

(被保険者の適用除外)

第五十条 大正五年一月一日以前に生まれた者
(昭和四十六年一月一日において五十五歳をこ

える者は、第二十二条第一項の規定にかかるらず、農業者年金の被保険者としない。
(年金の受給資格期間等についての特例)

第五十一条 次の表の上欄に掲げる者について
は、第二十二条第二項(第二十三条第二項において準用する場合を含む)、第四十一条第一号
及び第二号並びに第四十七条第二号中「二十年」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる年数
とする。

大正十年一月一日以前に生まれた者	(五十歳をこえる者)	五年
大正十年一月二日から大正十一年一月一日までの間に生まれた者	(四十九歳をこえ、五十歳をこえない者)	六年
大正十一年一月二日から大正十二年一月一日までの間に生まれた者	(四十八歳をこえ、四十九歳をこえない者)	七年
大正十二年一月二日から大正十三年一月一日までの間に生まれた者	(四十七歳をこえ、四十八歳をこえない者)	八年
大正十三年一月二日から大正十四年一月一日までの間に生まれた者	(四十六歳をこえ、四十七歳をこえない者)	九年
大正十四年一月二日から大正十五年一月一日までの間に生まれた者	(四十五歳をこえ、四十六歳をこえない者)	十年
大正十五年一月一日から昭和二年一月一日までの間に生まれた者	(四十四歳をこえ、四十五歳をこえない者)	十一年
昭和二年一月二日から昭和三年一月一日までの間に生まれた者	(四十三歳をこえ、四十四歳をこえない者)	十二年
昭和三年一月二日から昭和四年一月一日までの間に生まれた者	(四十二歳をこえ、四十三歳をこえない者)	十三年
昭和四年一月二日から昭和五年一月一日までの間に生まれた者	(四十一歳をこえ、四十二歳をこえない者)	十四年
昭和五年一月二日から昭和六年一月一日までの間に生まれた者	(四十歳をこえ、四十一歳をこえない者)	十五年
昭和六年一月二日から昭和七年一月一日までの間に生まれた者	(三十九歳をこえ、四十歳をこえない者)	十六年
昭和七年一月二日から昭和八年一月一日までの間に生まれた者	(三十八歳をこえ、三十九歳をこえない者)	十七年
昭和八年一月二日から昭和九年一月一日までの間に生まれた者	(三十七歳をこえ、三十八歳をこえない者)	十八年
昭和九年一月二日から昭和十年一月一日までの間に生まれた者	(三十六歳をこえ、三十七歳をこえない者)	十九年

(經營移譲年金の額についての特例)

第五十二条 前条の表の上欄に掲げる者であつて、被保険者期間が二十年未満であり、かつ、保険料納付済期間が五年以上であるものに支給

する經營移譲年金の額は、第四十四条の規定にかかるらず、その者が六十五歳に達する日の属する月までの分については第一号に掲げる額と同様第一号に掲げる額と相当する額とする。

の者が六十五歳に達した日の属する月の翌月以後の分については第二号に掲げる額と同様第二号に掲げる額とを合算した額とする。

一 八百円に、二百四十から被保険者期間の月数を控除した数を乗じて得た額の三分の一に相当する額

二 八十円に、二百四十から被保険者期間の月数を控除した数を乗じて得た額の三分の一に相当する額

三 脱退一時金及び死亡一時金の支給要件

第五十三条 脱退一時金は、資格喪失日(農業者年金の被保険者の資格を喪失した日をいう。以下同じ)の前日において資格喪失日の属する月の前月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間が三年以上である者が農業者年金の被保険者の資格を喪失した場合に、その者に支給する。ただし、その者が第四十七条各号のいずれかに該当する者であるときは、この限りでない。

(死亡一時金の支給要件)
第五十四条 死亡一時金は、死亡日の前日において死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間が三年以上である者が六十五歳に達する日前に死亡した場合において、その者に遺族があるときに、その遺族に支給する。ただし、その死亡した者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
一 経営移譲年金の支給を受けた者であるとき。
二 支給を受けるべき經營移譲年金でまだ支給を受けていないものがある者であるとき。
三 脱退一時金に係る受給権者であるとき。

(遺族の範囲及び順位等)

第五十五条 死亡一時金を受けることができる遺族は、死亡した者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当

第六目 給付の制限
第五十六条 脱退一時金に係る受給権は、受給権者に受けた者は、その額の計算の基礎となつた農業者年金の被保険者であつた期間は、農業者年金の被保険者でなかつたもののみなす。

(脱退一時金の失権)
第五十七条 脱退一時金の支給を受けたときは、支給を受けた者は、その額の計算の基礎となつた農業者年金の被保険者であつた期間は、農業者年金の被保険者でなかつたもののみなす。

第五十八条 脱退一時金に係る受給権は、受給権者が農業者年金の被保険者となつたときは、消滅する。

第六条 給付の制限
第五十九条 故意に廃疾又はその直接の原因となつた事故を生じさせた者の当該廃疾については、第四十六条第一項ただし書の規定は、適用しない。

第六十条 故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないとにより、廃疾若しくはその原因となつた事故を生じさせ、又は廃疾の程度を増進させた者の当該廃疾については、基金は、第四十六条第一項ただし書の規定を適用しないことができる。

第六十一条 死亡一時金は、農業者年金の被保険者又は被保険者であつた者を故意に死亡させたその者の遺族には、支給しない。農業者年金の

被保険者又は被保険者であつた者の死前に、その者の死亡によつて死亡一時金に係る受給権者となるべき者を故意に死亡させた者で、当該農業者年金の被保険者又は被保険者であつた者の遺族であるものについても、同様とする。

第六十二条 年金給付は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その支給を停止することができる。

一 受給者が、正当な理由がなくて、第八十条第二項の規定による基金の求めに応じないか、又は同一受給者が、正当な理由がなくて、第六十三条の規定による基金の職員の診断を拒んだとき。

二 第四十六条第一項ただし書に該当する者が、正当な理由がなくて、第八十条第三項の規定による基金の求めに応じないか、又は同一受給者が、正当な理由がなくて、第六十三条の規定による基金の職員の診断を拒んだとき。

第六十三条 受給者が、正当な理由がなくて、第六十九条第二項の規定による届出をせず、又は書類その他物件を提出しないときは、基金は、年金給付の支払を一時差し止めることがある。

第三款 費用

(国庫負担)

第六十四条 国庫は、毎年度、経営移譲年金の給付に要する費用の三分の一に相当する額を負担する。

(保険料)

第六十五条 基金は、農業者年金事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収する。

2 保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。

3 保険料の額は、農業者年金事業の給付に要する費用の予想額並びに予定運用収入及び国庫負担の額に照らし、将来にわたつて財政の均衡を保つことができるものでなければならない。

4 保険料の額は、少なくとも五年ごとに、前項の基準に従つて再計算され、その結果に基づく

て所要の調整が加えられるべきものとする。

5 保険料の額は、政令で定める。

(保険料の納付義務)

第六十六条 農業者年金の被保険者は、保険料を納付しなければならない。

2 一月、二月及び三月分の保険料はその年の四月末日までに、四月、五月及び六月分の保険料はその年の七月末日までに、七月、八月及び九月分の保険料はその年の十月末日までに、十月、十一月及び十二月分の保険料は翌年の一月末日までに、それぞれ納付しなければならない。

第四款 審査会

(審査会)

第六十七条 農業者年金の被保険者の資格に関する決定、給付に關する決定、保険料その他この節の規定による徴収金の徵収又は第七十三条第五項若しくは第六項の規定による処分に対する不服又は処分があつたことを知つた日から六十日以内にしなければならない。ただし、正当な理由によりこの期間内に審査請求をすることができない。

2 前項の審査請求は、同項に規定する決定、徵収又は処分があつたことを知つた日から六十日以内にしなければならない。ただし、正当な理由によりこの期間内に審査請求をすることができない。

3 第一項の審査請求があつたときは、会長は、遲滞なく、審査会を招集しなければならない。

4 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、審査請求人若しくは関係人に對し、報告若しくは意見を求め、その出頭を求める。又は医師若しくは歯科医師に診断若しくは検査をさせることができる。

5 給付に關する決定についての第一項の審査請求は、時効の中斷に關しては、裁判上の請求とみなす。

(審査会及び審査請求の手続に關する事項の政令への委任)

第六十八条 審査会に、会長を置く。会長は、審査会において、委員のうちから選挙する。会長は、会務を總理する。会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行なう。

(議事)

第六十九条 審査会は、過半数の委員が出席しなければ、会議を開き、及び議決をすることができない。

2 審査会の議事は、出席委員の過半数で決する。

(保険料等の徴収)

第七十条 農業者年金の被保険者の資格に関する規定によつて再計算され、その結果に基づく

決定、給付に關する決定、保険料その他この節の規定による徴収金の徵収又は第七十三条第五項若しくは第六項の規定による処分に対する不服がある者は、文書又は口頭で、審査会に対し行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による審査請求をすることができる。

2 前項の審査請求は、同項に規定する決定、徵収又は処分があつたことを知つた日から六十日以内にしなければならない。ただし、正当な理由によりこの期間内に審査請求をすることができない。

3 前項の督促状により指定する期限は、督促状を発送する日から起算して十日以上を経過した日でなければならない。

4 基金は、第一項の規定による督促を受けた者が督促状に指定した期限までに保険料その他この節の規定による徴収金を完納しないときは、滞納者の居住地又はその者の財産所在地の市町村(特別区を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区とする。以下この条において同じ。)に対し、その処分を請求することができる。

5 市町村は、前項の規定による処分の請求を受けたときは、市町村税の滞納処分の例によつて、これを処分することができる。この場合ににおいては、基金は、徴収金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。

6 市町村が、第四項の請求を受けた日から三十日以内にその処分に着手せず、又は九十日以内にこれを結了しないときは、基金は、主務大臣の認可を受け、国税滞納処分の例によつて、これを処分することができる。

(延滞金)

第七十一条 この款及び行政不服審査法に定める

もののほか、審査会の委員並びに前条第四項の規定により出頭を求めた関係人の報酬及び旅費その他の審査会及び審査請求の手続に關し必要な事項は、政令で定める。

(第五款 雜則)

第七十二条 保険料その他この節の規定による徴収金は、この節に別段の規定があるものを除く

ほか、國稅徵收の例によつて徵取する。

2 前項の場合において、徴収金額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる徴収金は、その納付のあつた徴収金額を控除した金額によ

(審査請求)

第七十一条 農業者年金の被保険者の資格に関する規定によつて再計算され、その結果に基づく

(保険料等の徴収)

第七十三条 保険料その他この節の規定による徴収金を滞納する者があるときは、基金は、期限を指定して、これを督促することができる。

3 延滞金を計算するに当たり、徴収金額に五百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

4 督促状に指定した期限までに徴収金を完納したとき、又は前三項の規定によつて計算した金額が五十円未満であるときは、延滞金は、徴収しない。

5 延滞金の金額に五十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

(先取特権)

第七十五条 保険料その他この法律の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(時効)

第七十六条 保険料その他この節の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年を経過したとき、給付を受ける権利は、五年を経過したときは、時効によつて、消滅する。

(期間の計算)

第七十七条 この節又はこの節に基づく命令に規定がある場合を除くほか、民法の期間に関する規定を準用する。

(戸籍事項の無料証明)

第七十八条 市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法第一百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。)は、基金、農業者年金の被保険者若しくは被保険者であつた者又は受給権者に対して、当該市町村(特別区を含む。)の条例で定めるところにより、農業者年金の被保険者若しくは被保険者であつた者又は受給権者の戸籍に關し、無料で証明を

行なうことができる。

(届出等)

第七十九条 農業者年金の被保険者は、主務省令で定めるところにより、第三十条に規定する事項を除くほか、主務省令で定める事項を基金に届け出なければならない。

2 受給権者は、主務省令で定めるところにより、基金に対し、主務省令で定める事項を届け出、かつ、主務省令で定める書類その他の物件を提出しなければならない。

3 農業者年金の被保険者又は受給権者が死亡したときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の規定による死亡の届出義務者は、十日以内に、その旨を基金に届け出なければならない。

(農業者年金の被保険者又は受給権者に関する調査)

第八十条 基金は、必要があると認めるときは、農業者年金の被保険者に対し、農業者年金の被保険者の資格若しくは保険料に係る事項に関する書類その他の物件を提出すべきことを求め、又はその職員に、これらの事項に關し農業者年金の被保険者に質問させることができる。

2 基金は、必要があると認めるときは、受給権者に対し、受給権の消滅若しくは支給の停止に係る事項に関する書類その他の物件を提出すべきことを求め、又はその職員に、これらの事項に關し受給権者に質問させることができる。

(農地等の売渡し)

第八十二条 基金は、農業經營の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化に資することとなるよう、政令で定めるところにより、

3 基金は、必要があると認めるときは、第六条第一項ただし書に該当する者に対し、その指定する医師若しくは歯科医師の診断を受けるべきことを求め、又はその職員に、その廃疾の状態を診断させることができる。

4 第一項若しくは第二項の規定により質問を行ない、又は前項の規定によつて診断を行なう職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(農地等の買入れ)

第三号の政令で定める面積以内の面積の農地等につき行なうものに縮小しようとする者を含む。以下「離農希望者」という。の申出があつた場合には、政令で定めるところにより、その申出に応じ、その者が所有する農地等で農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第八条第一項第一号の農用地区域をいう。以下同じ。)の区域内にあるものを買入ることができる。

2 基金は、前項の規定により農地等を買入れる場合において、その買入に係る農地等の農業上の利用のため特に必要があると認めるときは、その買入に係る農地等の所有者が所有する附帯施設(農地等の農業上の利用のために必要な土地、立木、建物、工作物又は水の使用に関する権利をいう。以下同じ。)をあわせて買入ることができることができる。

(農地等の売渡し)

第八十四条 基金は、第十九条第一項第一号の業務(これに附帯する業務を含む。)に係る経理、同項第二号の業務のうち農地等及びその附帯施設の買入及び売渡しに係る業務(これに附帯する業務を含む。)に係る経理及び同号の業務のうち農地等及びその附帯施設の取得に必要な資金の貸付けに係る業務(これに附帯する業務を含む。)に係る経理については、政令で定めるところにより、それぞれ、特別の勘定を設けて他の業務に係る経理と区分して整理しなければならない。

(事業年度)

第八十五条 基金の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。(事業計画等の認可)

第八十六条 基金は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、主務大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

(資金の貸付け)

第八十三条 基金は、農業者年金の被保険者その他農林省令で定める者で離農希望者から農地等を取得しようとするものに対し、その農地等の

取得に必要な資金(その農地等の農業上の利用のために必要な附帯施設で当該離農希望者が所有するものをあわせて取得するのに必要な資金を含む。)の貸付けを行なうことができる。

2 前項の規定による資金の貸付けは、次の各号に掲げる要件に適合する場合に限り、するものとする。

一 その貸付けを受けて取得される農地等が農用地区域の区域内にあるものであること。

二 その農地等の取得が、農業經營の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化に資する見地からみて、必要で、かつ、適切であると認められるものであること。

(第四章 財務及び会計)

(区分経理)

第八十四条 基金は、第十九条第一項第一号の業務(これに附帯する業務を含む。)に係る経理、同項第二号の業務のうち農地等及びその附帯施設の買入及び売渡しに係る業務(これに附帯する業務を含む。)に係る経理及び同号の業務のうち農地等及びその附帯施設の取得に必要な資金の貸付けに係る業務(これに附帯する業務を含む。)に係る経理については、政令で定めるところにより、それぞれ、特別の勘定を設けて他の業務に係る経理と区分して整理しなければならない。

(事業年度)

第八十五条 基金の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画等の認可)

第八十六条 基金は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、主務大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第八十七条 基金は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において

「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 基金は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに、当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、かつ、財務諸表及び決算報告書に因する監事の意見をつけなければならない。(借入金の制限)

第八十八条 基金は、借入金をしてはならない。ただし、基金の目的を達成するため必要な場合において、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(余裕金の運用)

第八十九条 基金の業務上の余裕金の運用は、政令で定めるところにより、基金の業務の目的及び資金の性質に応じ、安全かつ効率的にしなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第九十条 基金は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、主務大臣の承認を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

(会計等に関する事項の主務省令への委任)

第九十一条 この法律及びこの法律に基づく政令に規定するもののはか、基金の財務及び会計に関する事項は、主務省令で定める。

第五章 監督

(監督)

第九十二条 基金は、主務大臣が監督する。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。(報告及び検査)

第九十三条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金若しくは第二十条第一項の規定による委託を受けた者(以

下「受託者」という。)に対し、その業務に関する事項につ

いては、農林大臣

(他の法令の準用)

第十九十七条 不動産登記法(明治三十一年法律第二十四号)及び政令で定めるその他の法令につ

いては、政令で定めるところにより、基金を団体の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。提示しなければならない。

2 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捲査のために認められたものと解してはならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捲査のために認められたものと解してはならない。

(権限の委任)

第九十四条 前条に規定する主務大臣の権限のうち、受託者に対するものは、政令で定めるところにより、その全部又は一部を都道府県知事に委任することができる。

第六章 雜則

(大蔵大臣との協議)

第九十五条 主務大臣は、次の各号に掲げる場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第十九条第二項、第二十条第一項、第二十

二 第二十一項又は第九十一条の主務省

令を定めようとするとき。

三 第八十七条第一項、第八十八条ただし書又

は第九十条の承認をしようとするとき。

(主務大臣)

第九十六条 この法律において主務大臣は、次のとおりとする。

一 基金の事務所、役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項について

は、厚生大臣及び農林大臣

二 第十九条第一項第一号及び第二項に規定する業務(これらに附帯する業務を含む。)に関する事項については、厚生大臣及び農林大臣

三 第十九条第一項の規定に違反して、業務上の余

裕金を運用したとき。

四 第八十九条の規定に違反して、業務上の余

裕金を運用したとき。

五 第九十二条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

二 第四条第一項の規定に違反して、登記する

ことを怠つたとき。

三 第十九条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第八十九条の規定に違反して、業務上の余

裕金を運用したとき。

五 第九十二条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

二 第四条第一項の規定に違反して、登記する

ことを怠つたとき。

三 第十九条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第八十九条の規定に違反して、業務上の余

裕金を運用したとき。

五 第九十二条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

二 第四条第一項の規定に違反して、登記する

ことを怠つたとき。

三 第十九条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第八十九条の規定に違反して、業務上の余

裕金を運用したとき。

五 第九十二条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

二 第四条第一項の規定に違反して、登記する

ことを怠つたとき。

三 第十九条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第八十九条の規定に違反して、業務上の余

裕金を運用したとき。

五 第九十二条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

二 第四条第一項の規定に違反して、登記する

ことを怠つたとき。

三 第十九条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第八十九条の規定に違反して、業務上の余

裕金を運用したとき。

五 第九十二条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

二 第四条第一項の規定に違反して、登記する

ことを怠つたとき。

三 第十九条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第八十九条の規定に違反して、業務上の余

裕金を運用したとき。

五 第九十二条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

二 第四条第一項の規定に違反して、登記する

ことを怠つたとき。

三 第十九条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第八十九条の規定に違反して、業務上の余

裕金を運用したとき。

五 第九十二条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

二 第四条第一項の規定に違反して、登記する

ことを怠つたとき。

三 第十九条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第八十九条の規定に違反して、業務上の余

裕金を運用したとき。

五 第九十二条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

二 第四条第一項の規定に違反して、登記する

ことを怠つたとき。

三 第十九条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第八十九条の規定に違反して、業務上の余

裕金を運用したとき。

五 第九十二条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

二 第四条第一項の規定に違反して、登記する

ことを怠つたとき。

三 第十九条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第八十九条の規定に違反して、業務上の余

裕金を運用したとき。

五 第九十二条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

二 第四条第一項の規定に違反して、登記する

ことを怠つたとき。

三 第十九条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第八十九条の規定に違反して、業務上の余

裕金を運用したとき。

五 第九十二条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

二 第四条第一項の規定に違反して、登記する

ことを怠つたとき。

三 第十九条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第八十九条の規定に違反して、業務上の余

裕金を運用したとき。

五 第九十二条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

二 第四条第一項の規定に違反して、登記する

ことを怠つたとき。

三 第十九条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第八十九条の規定に違反して、業務上の余

裕金を運用したとき。

五 第九十二条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

二 第四条第一項の規定に違反して、登記する

ことを怠つたとき。

三 第十九条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第八十九条の規定に違反して、業務上の余

裕金を運用したとき。

五 第九十二条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

二 第四条第一項の規定に違反して、登記する

ことを怠つたとき。

三 第十九条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第八十九条の規定に違反して、業務上の余

裕金を運用したとき。

五 第九十二条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

二 第四条第一項の規定に違反して、登記する

ことを怠つたとき。

三 第十九条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第八十九条の規定に違反して、業務上の余

裕金を運用したとき。

五 第九十二条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

二 第四条第一項の規定に違反して、登記する

ことを怠つたとき。

三 第十九条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第八十九条の規定に違反して、業務上の余

裕金を運用したとき。

五 第九十二条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

二 第四条第一項の規定に違反して、登記する

ことを怠つたとき。

三 第十九条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第八十九条の規定に違反して、業務上の余

裕金を運用したとき。

五 第九十二条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

二 第四条第一項の規定に違反して、登記する

ことを怠つたとき。

三 第十九条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第八十九条の規定に違反して、業務上の余

裕金を運用したとき。

五 第九十二条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

二 第四条第一項の規定に違反して、登記する

ことを怠つたとき。

三 第十九条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第八十九条の規定に違反して、業務上の余

裕金を運用したとき。

五 第九十二条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

二 第四条第一項の規定に違反して、登記する

ことを怠つたとき。

三 第十九条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第八十九条の規定に違反して、業務上の余

裕金を運用したとき。

五 第九十二条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

二 第四条第一項の規定に違反して、登記する

ことを怠つたとき。

三 第十九条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第八十九条の規定に違反して、業務上の余

裕金を運用したとき。

五 第九十二条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

二 第四条第一項の規定に違反して、登記する

ことを怠つたとき。

三 第十九条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第八十九条の規定に違反して、業務上の余

裕金を運用したとき。

五 第九十二条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

二 第四条第一項の規定に違反して、登記する

ことを怠つたとき。

三 第十九条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第八十九条の規定に違反して、業務上の余

裕金を運用したとき。

五 第九十二条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

二 第四条第一項の規定に違反して、登記する

ことを怠つたとき。

三 第十九条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第八十九条の規定に違反して、業務上の余

裕金を運用したとき。

五 第九十二条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

二 第四条第一項の規定に違反して、登記する

ことを怠つたとき。

三 第十九条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第八十九条の規定に違反して、業務上の余

裕金を運用したとき。

五 第九十二条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

二 第四条第一項の規定に違反して、登記する

ことを怠つたとき。

三 第十九条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第八十九条の規定に違反して、業務上の余

裕金を運用したとき。

五 第九十二条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

二 第四条第一項の規定に違反して、登記する

ことを怠つたとき。

三 第十九条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第八十九条の規定に違反して、業務上の余

裕金を運用したとき。

五 第九十二条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

二 第四条第一項の規定に違反して、登記する

ことを怠つたとき。

三 第十九条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第八十九条の規定に違反して、業務上の余

裕金を運用したとき。

五 第九十二条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

二 第四条第一項の規定に違反して、登記する

ことを怠つたとき。

三 第十九条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第八十九条の規定に違反して、業務上の余

裕金を運用したとき。

五 第九十二条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

二 第四条第一項の規定に違反して、登記する

ことを怠つたとき。

三 第十九条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第八十九条の規定に違反して、業務上の余

裕金を運用したとき。

五 第九十二条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

二 第四条第一項の規定に違反して、登記する

ことを怠つたとき。

三 第十九条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第八十九条の規定に違反して、業務上の余

裕金を運用したとき。

五 第九十二条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

二 第四条第一項の規定に違反して、登記する

ことを怠つたとき。

三 第十九条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第八十九条の規定に違反して、業務上の余

当している者についての第二十四条第一項の規定の適用については、同項中「同条第一項に規定する者に該当することとなつた日」とあるのは、「附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日」とする。

第七条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行最初の保険料の額は、第六十五条第三項及び第五項の規定にかかわらず、一月につき七百五十円とする。

2 國庫は、前項の保険料の額の適用がある間は、毎年度、基金に対し、納付された保険料(第七十三条の規定により徴収された保険料を含む。)一月分につき三百二十一円の割合で算定した額を補助する。

第八条 この法律の施行の日から昭和五十年三月三十一日までの間ににおいて基金が行なう農地等の買入れ及び農地等の取得に必要な資金の貸付けについては、第八十一条第一項又は第八十三条第一項第一号中「区域内」とあるのは、「区域内外の地域で農林大臣の承認を受けて基金が定める区域内」とする。

第九条 基金の最初の事業年度は、第八十五条の規定にかかるわらず、その成立の日に始まり、昭和四十六年三月三十一日に終わるものとする。

第十条 基金の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第八十六条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「基金の成立後遅滞なく」とする。

(基金の業務の範囲に係る経過的特例)

第十一条 基金は、この法律の施行の日から起算して十年をこえない範囲内において政令で定める日までの間は、第十九条に規定する業務のほか、農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業を行なう者で農業者年金の被保険者でないもの(經營移譲年金に係る

受給権者その他政令で定める者を除く。)が第四十二条又は第四十三条に規定する經營移譲をした場合において、その經營移譲が次の各号に掲げる要件に適合するときに、政令で定めるところにより、その者に對して一時金たる給付金(以下「離農給付金」という。)を支給する業務を行なうことができる。

1 その經營移譲が、第四十二条第一項第二号口に掲げる者に對し農地等の所有権又は使用収益権を移転することによつてしたものでないこと。

2 その經營移譲に係る第四十二条又は第四十三条の基準日においてその事業に供されている農地等のうちその者の所有に係るもの(政令で定めるものを除く。)の面積の合計が政令で定める面積以上である耕作又は養畜の事業に係る經營移譲であること。

3 政府は、予算の範囲内で、基金に対し、前項の業務に必要な經費の財源に充てるため、交付金を交付するものとする。

4 第二項の規定により同項に規定する業務が行なわれる場合には、第十九条第二項中「前項の規定により行なう業務」とあるのは、「前項及び附則第十一条第一項の規定により行なう業務」と、第二十条第一項中「並びに農地等及びその附帯施設の取得に必要な資金の貸付けに関する決定」とあるのは、「農地等及びその附帯施設の取得に必要な資金の貸付けに関する決定並びに離農給付金の交付に関する決定」と、第八十四条中「及び同号の業務のうち農地等及びその附帯施設の取得に必要な資金の貸付けに係る業務(これに附帯する業務を含む。)に係る經理」とあるのは、「同号の業務のうち農地等及びその附帯施設の取得に必要な資金の貸付けに係る業務(これに附帯する業務を含む。)に係る經理及び附則第十一条第一項の業務に係る經理」と、第九十六条第三号中「業務を含む。」とあるのは、「業務を含む。」及び附則第十一条第一項に規定する

業務」と、第一百条第三号中「業務以外」とあるのは「業務及び附則第十一条第一項に規定する業務以外」とする。

(厚生省設置法の一部改正)

第五条中第六十二条の七を第六十二条の八とし、第六十二条の六を第六十二条の七とし、第六十二条の五の次に次の一号を加える。

六十一の六 農業者年金基金を監督すること。

六十二号の六 農業者年金基金を監督すること。

六十三号の二中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 農業者年金基金を指導監督すること。

五十三号の四中「第六十二条の六」を「第六十二条の七」に改める。

(農林省設置法の一部改正)

第五十三条 農業者年金基金を指導監督すること。

五十九条第一項第六号の次に次の一号を加える。

六の二 農業者年金基金の指導監督を行なうこと。

(地方税法の一部改正)

第十四条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のようにより改正する。

七十二条の五第一項第四号中「中小企業退職金共済事業団」を「農業者年金基金、中小企業退職金共済事業団」に改める。

第七十三条の四第一項第九号の二の次に次の二号を加える。

九の三 農業者年金基金が農業者年金基金法(昭和四十五年法律第二百一十九条第一号)第十九条第一項第二号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

(農地法の一部改正)

第十五条 農地法の一部を次のようにより改正する。

第三条第一項第七号の次に次の二号を加える。

七の二 農業者年金基金が農業者年金基金法(昭和四十五年法律第二百一十九条第一号)第十九条第一項第二号に掲げる業務の実施により所有権を取得する場合

第七条第一項第七号の次に次の一号を加える。

七の二 農業者年金基金が所有し、かつ、農業者年金基金法第十九条第一項第二号に掲げる業務の実施により売り渡すまでの間一時貸し付けている小作地

七の二 農業者年金基金が所有し、かつ、農業者年金基金法第十九条第一項第二号に掲げる業務の実施により売り渡すまでの間一時貸し付けている小作地

七の二 農業者年金基金法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のようにより改正する。

第十六条 所得税法(昭和四十一年法律第三十三号)の一部を次のようにより改正する。

別表第一第一号の表中農業協同組合中央会の項の次に次のようにより加える。

(所得税法の一部改正)

第十七条 法人税法(昭和四十一年法律第三十四号)の一部を次のようにより改正する。

別表第二第一号の表中農業協同組合中央会の項の次に次のようにより加える。

(法人税法の一部改正)

第十八条 印紙税法(昭和四十二年法律第二百一十三号)の一部を次のようにより改正する。

別表第三中港湾労働法(昭和四十一年法律第二百二十号)に定める納付金その他の徴収金の納付に関する文書の項の次に次のようにより加える。

別表

資格喪失日又は死亡日の属する月の前月までの農業者年金の被保険者期間に係る資格喪失日又は死亡日の前日ににおける保険料納付済期間

三年以上	四年未満	三〇、〇〇〇円	金
四年以上	五年未満	四〇、〇〇〇円	額
五年以上	六年未満	五〇、〇〇〇円	

第二十条 国民年金法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第十五条中第六十二号の八を第六十二号の九とし、第六十二号の七を第六十二号の八とし、第六十二条の六を第六十二号の七とし、第六十二号の五の次に次の一号を加える。

六十二条の六 国民年金基金の設立又は規約の変更を認可し、これに対しその事業の状況に関する報告をさせ、その状況を検査し、その他監督上必要な命令又は処分をすること。

第十四条の二中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 国民年金基金を指導監督すること。

第三十六条の四中「第六十二号の七」を「第六十一号の八」に改める。

六年以上	七年以上	七年未满
七年以上	八年以上	八年未满
八年以上	九年以上	九年未满
九年以上	一〇年以上	一〇年未满
一〇年以上	一一一年未满	
一一一年以上	一二年未满	
一二年以上	三年未满	
一三年以上	一四年未满	
一四年以上	一五年未满	
一五年以上	一六年未满	
一六年以上	一七年未满	
一七年以上	一八年未满	
一八年以上	一九年未满	
一九年以上	一〇年未满	
一〇年以上	一一一年未满	
一一一年以上	一二年未满	
一二年以上	三年未满	
二三年以上	二四年未满	
二四年以上	二五年未满	
二五年以上	二六年未满	
二二年以上	三年未满	
二六年以上	二七年未满	
二七年以上	二八年未满	
二八年以上	二九年未满	
二九年以上	三〇年未满	
三〇年以上	三一年未满	
三一年以上	三二年未满	
三二年以上	三年未满	
三三年以上	三四四年未满	
三四四年以上	三五年未满	
三五年以上	三六年未满	
三六年以上	三七年未满	
三七年以上	三八年未满	
三八年以上	三九年未满	
三九年以上		

五六〇	○○○○円
五四五	○○○○円
五一五	○○○○円
四八五	○○○○円
五〇〇	○○○○円
五三〇	○○○○円
五六〇	○○○○円
一五五	○○○○円
一四五	○○○○円
一五七〇	○○○○円
一八五〇	○○○○円
一四五〇	○○○○円
一五五〇	○○○○円
一八〇〇	○○○○円
一五〇〇	○○○○円
一二五〇	○○○○円
一一〇〇	○○○○円
八〇〇	○○○○円
九五〇	○○○○円
一〇〇	○○○○円
一〇〇	○○○○円
六五〇	○○○○円

理由

最近における農業の動向にかんがみ、農業者の老後生活の安定に資するとともに、農業經營の近代化及び農地保有の合理化に寄与するため、農業者の經營移譲及び老齢について必要な年金等の給付の事業を行ない、並びに当該事業に関連して離農希望者の農地等の買入れ及び売渡し等の業務を行なう機関として農業者年金基金を設立し、その組織、業務、財務、会計等について所要の規定を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農民年金法案

目次

- 第一章 総則(第一条～第五条)
- 第二章 被保險者(第六条～第十三条)
- 第三章 給付
- 第四節 農民年金法案
- 第一節 通則(第十四条～第二十三条)
- 第二節 農民老齢年金(第二十四条～第二十六条)
- 第三節 農民障害年金(第二十七条～第三十一条)
- 第四節 遺族年金(第三十二条～第三十七条)
- 第五節 脱退一時金及び死亡一時金(第三十八条～第四十三条)
- 第六節 給付の制限(第四十四条～第四十八条)
- 第七章 不服申立て(第六十三条～第六十四条)
- 第八章 雜則(第六十五条～第七十五条)
- 第九章 費用(第五十四条～第六十二条)
- 第十章 附則(第七十六条～第七十九条)
- 第十一章 第一章 総則(第一条～第五条)

的とする。

(農民年金の給付)

第二条 農民年金は、前条の目的を達成するため、農民の老齢、障害又は死亡に因して必要な給付を行なうものとする。

(管掌)

第三条 農民年金事業は、政府が、管掌する。

2 農民年金事業の事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事又は市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)に行なわせることができる。

(年金額の改定)

第四条 この法律による年金たる給付の額は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に応ずるため、すみやかに改定の措置が講ぜられなければならぬ。

(定義)

第五条 この法律において、「農民」とは、次の各号に掲げる者で政令で定める基準に該当するものをいう。

一 農地等(農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第一項に規定する農地及び採草放牧地をいう。以下同じ。)を使用して耕作、養畜又は養蚕の事業(以下「農業」といふ。)を営む者。ただし、自ら農業に常時従事する者でない者を除く。

二 農業を営む者と生計を同じくする親族であつて農業に常時従事するもの。

三 農業を行なう農地法第二条第七項の農業生産法人の組合員又は社員であつて当該農業に常時従事するもの。

四 前項の政令で定める基準は、当該農業に係る農地等の面積及び農業に従事する年間における日数その他の事項について定めるものとする。

第五章 福祉施設(第五十三条)

第六章 費用(第五十四条～第六十二条)

第七章 不服申立て(第六十三条～第六十四条)

第八章 雜則(第六十五条～第七十五条)

第九章 費用(第五十四条～第六十二条)

第十章 附則(第七十六条～第七十九条)

定する者に該当することとなつた場合において、その者に次に掲げる期間を合算した期間が二十年に満たないときは、同項の規定にかかるわらず、その者は、農民年金の被保險者としない。

(被保險者期間の計算)

一 その者が前項に規定する者に該当することとなつた日の属する月から六十歳に達する日までの期間

2 その者が農民年金の被保險者期間(以下單に「被保險者期間」という。)を有する者である場合におけるその被保險者期間

一 その者が農民年金の被保險者に該当することとなつた日に、農民年金の被保險者の資格を取得する。

2 農民年金の被保險者がその資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは、その月を一月として被保險者期間に算入する。ただし、その月にさらに農民年金の被保險者の資格を取得したときは、この限りでない。

3 農民年金の被保險者の資格を喪失した後、さらにその資格を取得した者については、前後の被保險者期間を合算する。

(届出)

第九条 農民年金の被保險者は、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日(第一号に該当するに至つたときは、その日)に、農民年金の被保險者の資格を喪失する。

一 国民年金の被保險者の資格を喪失したとき。

二 農民でなくなつたとき。

(任意脱退)

第十条 農民年金の被保險者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第六条の規定にかかる被保險者の資格を喪失する。

一 その者が使用する農地等につき、耕作、養畜又は養蚕の目的以外の目的に供することが相当と認められる場合で政令で定める要件に該当するとき。

2 その者が農地等につき農業を引き続き行なうことが著しく困難と認められる政令で定められたとき。

3 市町村長は、前二項の届出を受理したときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事にこれを報告しなければならない。

(農民年金手帳)

第十一条 都道府県知事は、前条第三項により、農民年金の被保險者の資格を取得した旨の報告を受けたときは、当該農民年金の被保險者について農民年金手帳を作成し、市町村長を経由してその者にこれを交付するものとする。ただし、その農民年金の被保險者がすでに農民年金手帳の交付を受けた場合は、当該農民年金の被保險者について農民年金手帳を作成し、市町村長を経由してその者にこれを交付するものとする。

2 農民年金の被保險者でなかつた者が前項に規定する者に該当することとなつた場合において、その者に次に掲げる期間を合算した期間が二十年に満たないときは、さかのぼつて農民年金の被保險者とならなかつたものとみなす。

て三月以内になされたものであるときは、さかのぼつて農民年金の被保險者とならなかつたものとみなす。

(被保險者期間の計算)

第十一条 被保險者期間を計算する場合には、月に

得したものとし、農民年金の被保險者の資格を取

得した日の属する月からその資格を喪失した日

の属する月の前月までをこれに算入する。

2 農民年金の被保險者がその資格を取得した日

の属する月にその資格を喪失したときは、その月を一月として被保險者期間に算入する。ただし、その月にさらに農民年金の被保險者の資格を取得したときは、この限りでない。

3 農民年金の被保險者の資格を喪失した後、さ

らにその資格を取得した者については、前後の被保險者期間を合算する。

りつける余白があるときは、この限りでない。

2 農民年金手帳の様式及び交付その他の農民年金手帳に関する必要な事項は、主務省令で定める。

(農民年金原簿)

第十三条 主務大臣は、農民年金原簿を備え、これに農民年金の被保険者の氏名、資格の取得及び喪失、保険料の納付状況その他主務省令で定める事項を記録するものとする。

第三章 給付

第一節 通則

(給付の種類)

第十四条 この法律による給付(以下単に「給付」という)は、次のとおりとする。

- 一 農民老齢年金
- 二 農民障害年金
- 三 遺族年金
- 四 脱退一時金
- 五 死亡一時金

(裁定)

第十五条 給付を受ける権利(以下「受給権」という。)は、その権利を有する者(以下「受給権者」という。)の請求に基づいて、主務大臣が裁定する。

(端数処理)

第十六条 年金給付(第十四条第一号から第三号までに掲げる給付をいう。以下同じ。)に係る受給権を裁定する場合において、年金給付の額に一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。

(年金の支給期間及び支給期月)

第十七条 年金給付の支給は、これを支給すべき事由が生じた日の属する月から始め、権利が消滅した日の属する月で終わるものとする。2 年金給付は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月からその事由が消滅した日の属する月まで

の分の支給を停止する。ただし、これらの日が

同じ月に属する場合は、支給を停止しない。

3 年金給付は、毎年二月、五月、八月及び十一月の四期に、それぞれその前月までの分を支給する。ただし、その受給権が消滅したとき、又はその支給を停止すべき事由が生じたときは、その支給期月にかかわらず、その際、その月までの分を支給する。

(未支給給付)

第十八条 年金給付又は脱退一時金に係る受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき年金給付又は脱退一時金でまだその者に支給しなかつたものがあるときは、その者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の年金給付又は脱退一時金の支給を請求することができる。

2 前項の場合において、死亡した受給権者が死亡前にその給付を請求していなかつたときは、同項に規定する者は、自己の名で、その給付を請求することができる。

3 未支給の年金給付又は脱退一時金を受けるべき者の順位は、第一項に規定する順序による。

4 未支給の年金給付又は脱退一時金を受けるべき同順位者が一人以上あるときは、その一人の

した請求は、全員のためその全額につきしたもとのとみなし、その一人に対しても支給は、全員に対してもしたものとみなす。

(併給の調整)

第十九条 一以上の年金給付(その全額につき支給を停止している年金給付を除く。)の受給権者は、その者の選択により、その一を支給し、他の支給を停止する。

(損害賠償請求権)

(不正利得の徴収)

第二十一条 偽りその他不正の手段により給付を受けた者があるときは、主務大臣は、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

(受給権の保護)

第二十二条 受給権は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、農民老齢年金(第五十一条第一項の規定によつて支給されるものを除く。以下次条において同じ。)及び脱退一時金に係る受給権については、国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押える場合は、この限りでない。

(公課の禁止)

第二十三条 租税その他の公課は、給付として支給を受けた金額を標準として、課することができない。ただし、農民老齢年金及び脱退一時金については、この限りでない。

(支給要件)

第二十四条 農民老齢年金は、農民年金の被保険者又は農民年金の被保険者であつた者で政令で定めるものが、国民年金法第三十条から第三十二条までの規定による障害年金の受給権者となつたときにおいて、当該障害年金が支給される場合、その者に支給する。

(年金額)

第二十五条 農民老齢年金の額は、農民年金の被保険に、廃疾認定日(国民年金法第三十条第一項に規定する廃疾認定日をいう。)の属する月の前月までの保険料納付済期間の月数(その月数が二百四十に満たないときは、二百四十)を乗じて

得た額とする。

2 廃疾の程度が国民年金法別表に定める一級に該当する者に支給する農民老齢年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額の百分の百二十五に相当する額とする。

の直接の原因となつた事故が第三者の行為によつて生じた場合において、給付をしたときは、

その給付の価額の限度で、受給権者が第三者にかかる。前項の場合において、受給権者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、政府は、その価額の限度で、給付を行なう責を対して有する損害賠償の請求権を取得する。

(年金額)

第二十六条 農民老齢年金に係る受給権は、受給権者が死亡したときは、消滅する。

(失権)

第二十七条 農民障害年金は、農民年金の被保険者又は農民年金の被保険者であつた者で政令で定めるものが、国民年金法第三十条から第三十二条までの規定による障害年金の受給権者となつたときにおいて、当該障害年金が支給される場合、その者に支給する。

(年金額)

第二十八条 農民障害年金の額は、七百五十円に、廃疾認定日(国民年金法第三十条第一項に規定する廃疾認定日をいう。)の属する月の前月までの保険料納付済期間の月数(その月数が二

百四十に満たないときは、二百四十)を乗じて

得た額とする。

2 廃疾の程度が国民年金法別表に定める一級に該当する者に支給する農民障害年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額の百分の百二十五に相当する額とする。

3 第二十五条第二項の規定は、脱退一時金の支給を受けた者の農民障害青年金の額を算定する場合に準用する。

(年金額の改定)

第二十九条 国民年金法第三十四条の規定により障害青年金の年金額が改定された場合においては、当該改定後の廃疾の等級により、前条の農民障害青年金の額を改定する。

(失権)

第三十条 農民障害青年金に係る受給権は、国民年金法第三十五条の規定により障害青年金の受給権が消滅したときは、消滅する。

第四節 遺族年金

(支給要件及び年金額)
第三十一条 遺族年金は、農民年金の被保険者又は被保険者であつた者が次の各号の一に該当する場合に、当該各号に規定する者の遺族に支給するものとし、その額は、当該各号に掲げる額とする。

一 保険料納付済期間が二十年以上である者が死亡した場合 その者が受給権を有していた農民老齢年金(農民老齢年金の受給権を有していないなかつた者については、農民障害青年金を支給しなかつたものとした場合において支給すべきであつた農民老齢年金又はその死亡)をした場合において支給すべきこととなる農民老齢年金の額の百分の五十に相当する額

二 保険料納付済期間が一年以上二十年未満である者が死亡した場合 その者が受給権を有していた農民老齢年金(農民老齢年金の受給権を有していないなかつた者については、農民障害青年金を支給しなかつたものとした場合において支給すべきであつた農民老齢年金又はその死亡)をした場合において支給すべきこととなる農民老齢年金の額の百分の五に相当する額

三 死亡した農民年金の被保険者であつた者とした場合におけるべき順位

1 母母の順とし、祖父母については養父母の順とし、実父母の順とする。

2 前項の場合において、父母については養父の順とし、祖父母については養父母の順とする。

3 子又は孫(政令で定める程度の廃疾の状態にある者を除く。)が十八歳に達したとき。

4 死亡した農民年金の被保険者であつた者との親族関係が離縁によつて終了したとき。

5 子又は孫(政令で定める程度の廃疾の状態にある者を除く。)が十八歳に達したとき。

6 政令で定める程度の廃疾の状態にあるため遺族年金を受けていた者につき、その事情がなくなつたとき。

第三十七条 遺族年金の受給権者が一年以上所在算して得た額

2 前項第一号又は第二号に掲げる者が脱退一時金の支給を受けた者(第二十五条第二項ただし書(第二十八条第三項において準用する場合を含む。)の規定により定める額を返還した者を除く。)である場合には、その者の遺族に支給する遺族年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した遺族年金の額からこれらの者に係る第二十五条第二項本文の政令で定めることにより算定した額の百分の五十に相当する額を控除した額とする。

(遺族年金を受けるべき遺族の範囲)
第三十二条 遺族年金を受けるべき遺族の範囲は、農民年金の被保険者又は被保険者であつた者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母であつて、その者の死亡の当时主としてその収入によつて生計を維持していたものとする。ただし、子又は孫について、農民年金の被保険者若しくは被保険者であつた者の死亡当時十八歳未満でまだ配偶者がない者又はその者の死亡の当时から引き続き政令で定める程度の廃疾の状態にある者に限る。

(遺族年金の停止)
第三十五条 夫、父母又は祖父母に対する遺族年金は、その者が六十歳に達するまでは、その支給を停止する。ただし、政令で定める程度の廃疾の状態にある場合には、その状態にある間は、この限りでない。

(遺族年金の失権及び転給)

(第三十六条 遺族年金の受給権者が次の各号の一に該当するに至つたときは、その年金を受ける権利を失う。この場合において、遺族年金の支給を受けたべき同順位者がなくて後順位者があるときは、その者にこれを支給する。)
一 死亡したとき。
二 婚姻(届出をしていないが、事實上婚姻關係と同様の事情にある場合を含む。)をしたとき。

三 死亡した農民年金の被保険者であつた者の三親等内の親族以外の者の養子となつたとき。

四 死亡した農民年金の被保険者であつた者の親族関係が離縁によつて終了したとき。

五 子又は孫(政令で定める程度の廃疾の状態にある者を除く。)が十八歳に達したとき。

六 政令で定める程度の廃疾の状態にあるため遺族年金を受けていた者につき、その事情がなくなつたとき。

生きる者については、前二項の規定は、その生じた日から適用する。

(同順位者が二人以上あるときの給付)

第三十四条 前条の規定により給付を受けるべき遺族に同順位者が二人以上あるときは、その給付は、その人數によつて等分して支給する。

2 前項の規定により年金である給付を等分して受ける同順位者らのうちにその権利を失つた者があるときは、残りの同順位者の人教によつてその年金を等分して支給する。

(遺族年金の停止)

第三十五条 夫、父母又は祖父母に対する遺族年金は、その者が六十歳に達するまでは、その支給を停止する。ただし、政令で定める程度の廃疾の状態にある場合には、その状態にある間は、この限りでない。

(遺族年金の失権及び転給)

(第三十六条 遺族年金の受給権者が次の各号の一に該当するに至つたときは、その年金を受ける権利を失う。この場合において、遺族年金の支給を受けたべき同順位者がなくて後順位者があるときは、その者にこれを支給する。)
一 死亡したとき。
二 その者がその農民年金の被保険者であつた農民年金の支給を受けたことがある者である場合において、すでに支給を受けた農民年金の額が、第四十一条の規定によつて計算した額に等しいか、又はこれをこえる限りでない。

二 その者がその農民年金の被保険者であつた農民年金の支給を受けたことがある者である場合において、すでに支給を受けた農民年金の額が、第四十一条の規定によつて計算した額に等しいか、又はこれをこえるとき。

三 死亡した農民年金の被保険者であつた者の三親等内の親族以外の者の養子となつたとき。

四 死亡した農民年金の被保険者であつた者の親族関係が離縁によつて終了したとき。

五 子又は孫(政令で定める程度の廃疾の状態における者を除く。)が十八歳に達したとき。

六 政令で定める程度の廃疾の状態にあるため遺族年金を受けていた者につき、その事情がなくなつたとき。

(脱退一時金及び死亡一時金)

(脱退一時金の支給要件)

第三十八条 脱退一時金は、保険料納付済期間が一年以上二十年未満である農民年金の被保険者が死亡以外の事由により農民年金の被保険者の資格を喪失したときに、その者に支給する。

ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

(第五節 脱退一時金及び死亡一時金)

(脱退一時金の支給要件)

第三十九条 脱退一時金は、保険料納付済期間が一年以上二十年未満である農民年金の被保険者が死亡した場合において、遺族年金を受けるべき遺族が死亡した場合において、遺族年金を受けるべき遺族がいないときに、次条に規定する遺族に支給する。

(遺族の範囲及び順位等)

第四十条 死亡一時金を受けることができる遺族は、死亡した者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡当時その者と生計を同じくしていしたもの(第三十二条第一項に規定する遺族に該当する者を除く。)とする。

2 死亡一時金を受けるべき者の順位は、前項に規定する順位による。この場合においては、第三十三条第二項の規定を準用する。

3 死亡一時金を受けるべき同順位の遺族が二人以上あるときは、その一人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対しても支給は、全員に対してもとのとみなす。

(金額)

第四十一条 脱退一時金及び死亡一時金の額は、当該農民年金の被保険者が納付した掛金の総額とその総額に政令で定める率を乗じて得た額とを合算して得た額とする。

2 脱退一時金の受給権者は死後一時金に係る当該死亡した者がその農民年金の被保険者であつた期間の全部又は一部を基礎として計算された農民年金の被保険者又は被保険者であつた者である場合には、脱退一時金又は死亡一時金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定によつて計算した額からすでに支給された農民年金の額を控除した額とする。

(脱退一時金の支給の効果)

第四十二条 脱退一時金の支給を受けたときは、支給を受けた者は、この額の計算の基礎となつた農民年金の被保険者であつた期間は、年金給付の計算の基礎とする場合を除き、農民年金の被保険者でなかつたものとみなす。

(脱退一時金の失権)

第四十三条 脱退一時金に係る受給権者は、受給権者が農民年金の被保険者となつたときは、消滅する。

第六節 給付の制限

第四十四条 故意に廃疾又はその直接の原因となつた事故を生じさせた者の当該廃疾については、これを支給事由とする年金給付は、行なわない。

第四十五条 故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、廃疾若しくはその

原因となつた事故を生じさせ、又は廃疾の程度を増進させた者の当該廃疾については、これを支給事由とする給付は、その全部又は一部を行なうことができる。自己の故意の犯罪行為がなわないことができる。

若しくは重大な過失により、又は正当な理由がないことにより、死亡又はその原因となつた事故を生じさせた者の死亡についても、同様とする。

第四十六条 遺族年金及び死亡一時金は、農民年金の被保険者又は被保険者であつた者を故意に死亡させた者の遺族には、支給しない。農民年金の被保険者又は被保険者であつた者の死亡前に、その者の死亡によつて遺族年金又は死亡一時金に係る受給権者となるべき者を故意に死亡させた者で、当該農民年金の被保険者又は被保険者であつた者の遺族であるものについても、同様とする。

第四十七条 年金給付は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その支給を停止する

一 受給権者が、正当な理由がなくして、第七十一条第一項の規定による命令に従わず、又は同一受給権者が、正当な理由がなくして、第七十

二 第二十四条第二項、第三十二条第一項ただし書又は第三十五条ただし書の規定に該当する者が、正当な理由がなくして、第七十条第二

項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の診断を拒んだとき。

一

二 第二十四条第二項、第三十二条第一項ただし書又は第三十五条ただし書の規定に該当する者が、正当な理由がなくして、第七十条第二

項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の診断を拒んだとき。

三 第四十八条 受給権者が、正当な理由がなくして、第六十八条第三項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、年金給付の支払を一時差し止めることができる。

第四章 農民年金の被保険者及び年金給付に関する経過的特例並びに農民年金の被保険者の適用除外

(農民年金の被保険者の適用除外)

第四十九条 大正五年一月一日以前に生まれた者(昭和四十六年一月一日において五十五歳をこえる者は、第六条第一項の規定にかかわらず、農民年金の被保険者としない)。

(年金の受給資格期間等についての特例)

第五十条 次の表の上欄に掲げる者については、第六条第二項、第二十四条第一項及び第二項並びに第三十一条第一項第一号及び第二号中「二十年」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる年数とする。

大正十年一月一日以前に生まれた者	(五十歳をこえる者)	五年
大正十一年一月二日から大正十一年一月一日までの間に生まれた者	(四十九歳をこえ、五十歳をこえない者)	六年
大正十二年一月二日から大正十三年一月一日までの間に生まれた者	(四十七歳をこえ、四十八歳をこえない者)	八年
大正十三年一月二日から大正十四年一月一日までの間に生まれた者	(四十六歳をこえ、四十七歳をこえない者)	九年
大正十四年一月二日から大正十五年一月一日までの間に生まれた者	(四十五歳をこえ、四十六歳をこえない者)	十年
大正十五年一月二日から昭和二年一月一日までの間に生まれた者	(四十四歳をこえ、四十五歳をこえない者)	十一年
昭和二年一月二日から昭和三年一月一日までの間に生まれた者	(四十三歳をこえ、四十四歳をこえない者)	十二年
昭和三年一月二日から昭和四年一月一日までの間に生まれた者	(四十二歳をこえ、四十三歳をこえない者)	十三年
昭和四年一月二日から昭和五年一月一日までの間に生まれた者	(四十一歳をこえ、四十二歳をこえない者)	十四年
昭和五年一月二日から昭和六年一月一日までの間に生まれた者	(四十歳をこえ、四十一歳をこえない者)	十五年
昭和六年一月二日から昭和七年一月一日までの間に生まれた者	(三十九歳をこえ、四十歳をこえない者)	十六年
昭和七年一月二日から昭和八年一月一日までの間に生まれた者	(三十八歳をこえ、三十九歳をこえない者)	十七年
昭和八年一月二日から昭和九年一月一日までの間に生まれた者	(三十七歳をこえ、三十八歳をこえない者)	十八年
昭和九年一月二日から昭和十年一月一日までの間に生まれた者	(三十六歳をこえ、三十七歳をこえない者)	十九年

備考 この表の中欄の記載は、上欄に掲げる者を昭和四十六年一月一日におけるその者の年齢である。

2 前項の表の上欄に掲げる者の遺族に係る遺族年金の額については、第三十二条第一項第一号の規定により計算した額が六万円に満たないときは、六万円とする。

(農民福祉年金の支給要件)

第五十一条 次の各号に掲げる者に対しては、第二十四条第一項の規定にかかわらず、農民老齢年金を支給する。ただし、第一号に掲げる者に

ついては昭和四十六年一月一日において、第二号に掲げる者についてはその者が六十歳に達した日において日本国民でないときは、この限りでない。

一 明治四十四年一月一日以前に生まれた者で昭和四十六年一月一日において農民であり、かつ、同日前引き続く十年間、もっぱら、農業を営み、又は農業に従事していた者

二、明治四十四年一月二日から大正五年一月一日までの間に生まれた者が六十歳に達した日において農民であり、かつ、同日前引き続くなつて、もつばら、農業を営み、又は農業に従事していた者

2 前項の規定により支給する農民老齢年金は、農民福祉年金と称する。

3 前項の引き続くなつて、もつばら、農業を営み、又は農業に従事していた者の判定の基準は、政令で定める。

4 農民福祉年金の受給権は、第二十六条の規定によつて消滅するほか、日本国民でなくなつたときは、消滅する。

5 国民年金法第六十五条第一項第二号及び第四号並びに第六十八条の規定は、農民福祉年金について準用する。

(年金額)

第五十二条 農民福祉年金の額は、一万八千円とする。

第五章 福祉施設

第五十三条 政府は、農民年金の被保険者、被保険者であつた者及び受給権者の福祉を増進するため、必要な施設をすることができる。

2 政府は、前項の施設のうち年金福祉事業団法(昭和三十六年法律第百八十号)第十七条第一号に掲げるものと年金福祉事業団に行なわせるものとする。

第六章 費用

(国庫負担)

第五十四条 国庫は、農民年金事業の給付に要する費用(次項に規定する費用を除く。以下同じ。)の百分の七十五を負担する。

2 国庫は、農民福祉年金の給付に要する費用を負担する。

3 国庫は、毎年度、予算の範囲内において、農民年金事業の事務の執行に要する費用を負担する。(事務費の交付)

第五十五条 政府は、政令で定めるところによ

り、市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対し、市町村長がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定によつて行なう事務の処理に必要な費用を交付する。

(保険料)

第五十六条 政府は、農民年金事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収する。

2 保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。

3 保険料の額は、当分の間、一月につき七百五十円とする。

4 保険料の額は、農民年金事業の給付に要する費用の予想並びに予定運用収入及び国庫負担の額に照らし、将来にわたつて財政の均衡を保つことができるものでなければならぬ。

5 保険料の額は、少なくとも五年ごとに、前項の基準に従つて再計算され、その結果に基いて所要の調整が加えられるべきものとする。(保険料の納付義務)

第五十七条 農民年金の被保険者は、保険料を納付しなければならない。

2 一月、二月及び三月分の保険料はその年の四月末日までに、四月、五月及び六月分の保険料はその年の七月末日までに、七月、八月及び九月分の保険料はその年の十月末日までに、十月、十一月及び十二月分の保険料は翌年の一月末日までに、それぞれ納付しなければならない。

(保険料の納付方法)

第五十八条 保険料を納期限前に納付するには、主務省令で定める場合を除いて、農民年金印紙による納付の方法によらなければならない。四月から十二月までの各月の保険料をその年の五月一日以後に、四月から十二月までの各月の保険料を翌年の五月一日以後に納付するときも、同様とする。

2 一月から三月までの各月の保険料をその年の五月一日以後に、四月から十二月までの各月の保険料を翌年の五月一日以後に納付するには、農民年金印紙による納付の方法によらなければならない。

3 農民年金印紙による納付の方法によることがない。

2 前項の規定によつて受け入れたり、市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対し、市町村長がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定によつて行なう事務の処理に必要な費用の規定によつて行なう事務の処理に必要な費用を交付する。

(保険料等の徴収)

第五十九条 保険料その他この法律の規定による徴収金は、この法律に別段の規定があるものを除くほか、国税徴収の例によつて徴収する。

(督促及び滞納処分)

第六十条 保険料その他この法律の規定による徴収金は、主務大臣は、徴収金額につき年十ヶ月に亘る督促状を指定して、これを督促することができる。

2 前項の規定によつて督促をしてようとするときは、主務大臣は、納付義務者に対する督促状を発する。

3 前項の督促状により指定する期限は、督促状を発する日から起算して十日以上を経過した日でなければならない。

4 主務大臣は、第一項の規定による督促を受けた者が督促状に指定した期限までに保険料その他この法律の規定による徴収金を完納しないときは、滞納者の居住地又はその者の財産所在地の市町村(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区とする。以下この条において同じ。)に対して、その処分を請求することができる。

5 市町村は、前項の規定による処分の請求を受けたときは、市町村税の滞納処分の例によつて、これを処分することができる。この場合においては、主務大臣は、徴収金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。

2 前項の規定による処分によつて受け入れたり、市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対し、市町村長がこの法律に基づく命令の規定によつて行なう事務の処理に必要な費用の規定によつて行なう事務の処理に必要な費用を交付する。

(不不服申立て)

第六十二条 保険料その他この法律の規定による徴収金の先取特權の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第七章 不不服申立て

第六十三条 被保険者の資格に関する処分、給付に関する処分、保険料その他この法律の規定による徴収金の徴収又は第六十条第五項の規定による処分に不服がある者は、農民年金審査官に對して審査請求をし、その決定に不服がある者

は、農民年金審査会に対し再審査請求をすることができる。

2 審査請求をした日から六十日以内に決定がないときは、審査請求人は、農民年金審査官が審査請求を棄却したものとみなして、農民年金審査会に対して再審査請求をすることができる。

3 第一項の審査請求及び前二項の再審査請求は、時効の中斷に関しては、裁判上の請求とみなす。第一項の審査請求及び同項又は第二項の再審査請求については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第二章第一節、第二節（第十八条及び第十九条を除く。）及び第五節の規定を適用しない。

4 第一項の審査請求及び同項又は第二項の再審査請求については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第二章第一節、第二節（第十八条及び第十九条を除く。）及び第五節の規定を適用しない。

（再審査請求と訴訟との関係）第六十四条 前条第一項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求に対する農民年金審査会の裁決を経た後でなければ提起することができない。

第八章 雜則

（時効）第六十五条 保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年を経過したとき、給付を受ける権利は、五年を経過したときは、時効によつて、消滅する。

2 前項の時効は、当該給付がその全額につき支給を停止されている間は、進行しない。

3 保険料その他この法律の規定による徴収金についての第六十条の規定による督促は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第一百五十三条の規定にかかわらず、時効中斷の効力を有する。

4 保険料その他この法律の規定による徴収金については、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第三十二条の規定を適用しない。

（期間の計算）第六十六条 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、この法律に

別段の規定がある場合を除くほか、民法の期間に関する規定を準用する。

（戸籍事項の無料証明）

第六十七条 市町村長（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。）は、主務大臣若しくは都道府県知事又は農民年金の被保険者、被保険者であつた者若しくは受給権者に対し、当該市町村の条例で定めるところにより、農民年金の被保険者、被保險者であつた者又は受給権者の戸籍に関する、無料で証明を行なうことができる。

（届出等）

第六十八条 農民年金の被保険者は、主務省令で定めるところにより、第十一条第一項に規定する事項を除くほか、主務省令で定める事項を都道府県知事又は市町村長に届け出なければならない。

2 第十一条第二項及び第三項の規定は、前項の届出について準用する。

（受給権者）

2 第十一条第二項及び第三項の規定は、前項の届出について準用する。

（主務大臣）

2 第十一条第二項及び第三項の規定は、前項の届出について準用する。

（被保険者）

2 第十一条第二項及び第三項の規定は、前項の届出について準用する。

（被保険者に關する調査）

2 第十一条第二項及び第三項の規定は、前項の届出について準用する。

（被保険者）

は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（受給権者に関する調査）

第七十条 主務大臣又は都道府県知事は、必要があるときは、受給権者に対して、その者の身分関係、廃疾の状態その他受給権の消滅、年金額の改定若しくは支給の停止に係る事項に関する書類その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に關し受給権者に質問させることができる。

（診断）

2 主務大臣は、必要があると認めるときは、政令で定める程度の廃疾の状態にあることにより農民老齢年金又は遺族年金の受給権を有する者に対して、その指定する医師若しくは歯科医師の診断を受けるべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの者の廃疾の状態を診断させることができる。

（被保険者）

2 前項の規定は、前二項の規定による質問又は診断について準用する。

（資料の提供等）

3 前項の規定は、前二項の規定による質問又は診断について準用する。

（被保険者）

2 前項の規定は、前二項の規定による質問又は診断について準用する。

（被保険者）

に報告を求めることができる。

（給付の支払）

第七十二条 給付の支払に關する事務は、政令で定めるところにより政令で定める機関に取り扱わせる場合を除き、郵政大臣が取り扱うものとする。

2 主務大臣は、前項の規定により郵政大臣が給付の支払に關する事務を取り扱う場合には、その支払に必要な資金を郵政大臣の指定する出納官吏に交付しなければならない。

（農民年金事務組合）

第七十三条 農民年金の被保険者を構成員とする団体であつて政令で定めるものは、当該構成員である被保険者の委託を受けて、当該被保険者に係る第十一条第一項の届出をすることができる。

（農民年金事務組合）

第七十四条 農民年金の被保険者を構成員とする農民年金事務組合がその行なうべき事務の処理を怠り、又はその処理が著しく不当であると認めるときは、同項の認可を取り消すことができる。

（主務大臣）

2 前項に規定する団体（以下「農民年金事務組合」という。）は、同項に規定する委託を受けようとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。

（都道府県知事）

2 前項に規定する団体の認可を受けた農民年金事務組合がその行なうべき事務の処理を怠り、又はその処理が著しく不当であると認めるときは、同項の認可を取り消すことができる。

（主務大臣）

これができる。

ならば、ここでこういう形で集めた金をそういう独占とか企業のほうへ回さない、せめて集めた金は全部農民の利益のために活用するのだといふ歯どめが一体この法案のどこにありますか。歯どめがあれば、私はあなたの不満足な回答でも一応満足をいたしますが、どこかにありますか。

○倉石國務大臣 小林君、何か誤解していることがあるのじやないですか。あなたも私も、社会労働委員会でもう何年かやっている。公的年金の金を使い方についていまここでお話をありました。これは厚生省の事務当局から、一応そのほうの解説を先にやつてもらいましょう。

○小林(進)委員 いいです。公的年金の使い方なんかいまさらここで聞かなくても、私は一から十

まで承知しております。あと必要に応じて順次聞きますからいいです。ただ、農民の零細な金をま

た国民年金のほかに集めるのですよ。集めたその金が農民の利益のために使われるという歯どめが

一体この条文のどこにありますかと言うのです。

○倉石國務大臣 国会の論議というものは速記録に載りますから、それで私は大事をとつてゐるわけ

であります。小林君の御発言についてもそのとおり

であります。したがつて、今までやつてお

ります公的年金のそれぞれの資金がどのような任務

を持ち、どのように扱われているかについて、た

だいまの小林君の御発言の前提において私どもと

非常に違ひ、誤解があるようではありますから、そ

れを明らかにした上で農業者年金基金のことにも

及ぶほうがいいのではないかと思つたので、そり

い手だてをとらうとしたのです、これは大事な

ことでありますから。

○小林(進)委員 どうもそういうところへ無理に大臣が議論を持つてくるから……。今度、私のは

うあなたに教えてあげますよ。それは、国民年

金や厚生年金の集めた金が大体そういう零細な保険料を出した人たちのところへ回らないで、別

な方向へだけ使われているからしからぬというのが、多年の国会における論議の中心なんだ。それを追つて追つて追い抜いて、そしていまを去る

十年ばかり前の岸内閣のときに、岸さんに社会労働委員会に来てもらつて、あなたは一体こういう

やり方がいいと思うか、それを問い合わせた結果、そこで岸さんがこういうことを言われたんだ。いわゆる国民年金、厚生年金が毎年預託される、そ

の中の増加見込み額の二五%だけはひとつそういう関係者のほうへ還元いたしましよう、これを初めて取りつけたのですよ。いいですか、農林大臣。ところが、その後そういう形の中で、やれ厚生年金会館だとあるいは厚生年金病院だとか、一応庶民、大衆の保険料を出した方向へ還元され

るようなものが出てきた。もつとも、それもまだ満足じゃないのです。実は、約束どおり行なわれていませんというののが今日の実情なんです。私はそ

の長い歴史の中で、またこういう農業者年金基金などというのをつくって、ここでしほり上げた金

がまたそういう形でいまの方向へ使われるのじやないかということと御質問申し上げてあるのです。私はまず、名は体をあらわすといふんだか

ら、この名称がどうしても気に入らない、あなたが何と言われたところで、もつとつきりした名稱にしたらいしやないですか。ほんとうに、農

民の社会保障、年金保障のためにやるのなら、年金法でいいじゃないですか。年金保障法でいいじやないです。なぜこんな基金という名稱をつけるかとお聞きをくださいよ。大臣、勉強足りませんよ。

○倉石國務大臣 大体何でもわかつていてお互に質疑応答をやつているような感じを受けるのです。まあいろいろ御意見もあるようではありますけれども、私どもは、現在のように移り變わりいく

経済社会の中では、農業というものを国際競争に立ち向かつていかれるだけに体質を改善して、維持、強化したい、こういためにいろいろ考えま

した結果、どうしてもやはり自立經營農家のよう

な規模拡大していくことが必要である。しかし

一挙に全部がそうなるということはなかなか不可能なことがありますので、したがつて、自立經營

のほかには、御存じのように兼業農家がたくさん

あるわけがありますが、それらの方々の労働力をもつと効果的に、効率的に發揮することによって

あります。社会労働委員会と社会労働委員会の法律案の持つ内容、

目的が法律の名称をそれぞれあらわしておる思

うわけであります。社会労働委員会提出の農民年金法案の場合は、何のために年金基金法とうたつておる

かということをわれわれが判断した場合、被保險者

の保険料を基金に積み立てましたとして、その

とされるような方々の土地について、やはり基

金のような制度を設けて、中間的にあつせんをする農地の規模拡大が行なわれやすくなるために

基金をつくるのでありますし、そういうことの一つを増大していく。こういういろいろな型を考

えているわけでありますし、その中で離農しようとしているわけですが、その中で離農しよう

とされるような方々の土地について、やはり基金のような制度を設けて、中間的にあつせんをする農家のままで離農せずにやっていきたいという者

で兼業農家が土地をどのように処分なさるか、離農していくという希望のある方については離農しやすくなることが必要である。同時にまた、兼業農家のままで離農せずにやっていきたいという者

にはそれ相当の御協力をするという考え方を持ち、地方に産業を分散していくと同時に、雇用機会を増大していく。こういういろいろな型を考

えているわけであります。その中で離農しよう

とされるような方々の土地について、やはり基金のような制度を設けて、中間的にあつせんをする農地の規模拡大が行なわれやすくなるために

基金をつくるのでありますし、そういうことの一つを増大していく。こういういろいろな型を考

えているわけでありますし、その中で離農しよう

とされるような方々の土地について、やはり基金のような制度を設けて、中間的にあつせんをする農地の規模拡大が行なわれやすくなるために

</div

会において法律を審議する場合には、第一にいつて何のためにこの法律を必要とするのか。第二番目は、出た法律が立法の趣旨に基づいて正しく運用されているかどうか。国会議員の任務なんといふのは大別すればこの二つしかないと思つてあります。あとのこまかい手続のこちやこちやした条項は官僚にまかしてもいい、専門家にまかしてもいいけれども、法律が出たら立法の趣旨とでき上がった法律が目的とおりに正しく運用されるかという監視、監督の責任は、われわれは一日もなにがしろにすることはできない。どうも最近は、ともすると官僚が立法の作業に入ってきている。入ってくることによって、法律の目的が非常に技術的に事務的に扱われて、わかつたようなわからぬようだ、ごまかしたようなごまかさないような、そういうような形でき上がつてしまつて、あとでだんだん言いますが、特に政令だとか省令とか、いいところはみんな政令、省令にまかせると、實に不穏当きわまる法律作業をやつてきた。一体この法律の目的は何か。これを見ればわかるんですよ。第一番に、第一条ひとつ分解をしてみれば、一、二、三、四、五と四つも五つも目的が並んでくる。一つ、農業者の経営移譲、第二番目は、農地の賣い入れまたは売り渡し、三番目は、農業者の老後の生活の安定と福祉の向上、第四番は、農業經營の近代化と農地保有の合理化、これにみんな羅列している。どちらにもこつちにもみんな当たりさわりのないようになまいことを述べているんだ。眞意は一体何です。經營移譲といふか、農林省でいう総合農政の一環として、その目的に沿うために、農民の首切りといいますか、離農といいますか、追い出しといいますか、煙り出しますか、それが必要で、この法律が必要なのか、あるいは老後の生活の安定と福祉の向上という社会保障本来の目的のためにこの法律ができるのかどうか。いわば農地の合理化だと近代化だと、そういうことと老後の生活を安定するという社会保障とは両立するわけがないんです、こんなことは。それをこちやこちや

あります。国会議員の任務なんといふのは大別すればこの二つしかないと思つてあります。あとのこまかい手続のこちやこちやした条項は官僚にまかしてもいい、専門家にまかしてもいいけれども、法律が出たら立法の趣旨とでき上げている。どこに一体真意があるんです。それは出た法律が立法の趣旨に基づいて正しく運用されています。あとのこまかい手続のこちやこちやした条項は官僚にまかしてもいい、専門家にまかしてもいいけれども、法律が出たら立法の趣旨とでき上げている。どこに一体真意があるんです。それは出た法律が立法の趣旨に基づいて正しく運用されています。お聞かせを願いたい。

○倉石國務大臣 この法律の第一条にあるとおりであります。
○小林(進)委員 だから大臣、いま私が言つたでしよう。あなたは私の言うこと聞いていますのですか。第一条に四つも五つもそういう目的の項目が書いてあるが、その中には水と油がみんな一緒になっていますよ。だから、第一条に、四つも並べた目的の項目の中のほんとうの目的は何ですかと、それを聞いているんですよ。

○倉石國務大臣 ほんとうの目的が第一条に書いてあると言つておられます。

○小林(進)委員 弱りましたね、これは。法律の目的は農業の近代化のための農地の所有の合理化にあるのでございましょう。そこでございませんか。いま一回聞き直しますが、そこでございませんか。農業の近代化、合理化、そのための經營の移譲をやらせる必要がある。その經營の移譲をやらせるためには、古い思想で土地に執着している老人が少しじゃまになる。だから、これが移譲年金といふ形で追い出そう、これが立法の趣旨ではないのであります。だから第一条の趣旨をもつて、老人を追い出したりして近代化の目的を達成しよう、これがこの法案の目的でないであります。

○倉石國務大臣 小林君に対して私がくどくどと申し上げることはかえって失礼で、しかられるといけないと思って、なるべく簡略にしているわけではありませんが、第一条の目的はすなはに読んでいただければ少しも矛盾しているところはないわけあります。大体小林さん、あなたのお国でも隣の信州でもそうですけれども、農業をやつておら

に、竹で木をついだように持つてきて、そりしてこういう法律の第一条の目的と称するものをつくつり上げている。どこに一体真意があるんです。そんなに個条書きに幾つもあげないで、この法律の最終的目的と称するものは、一体どこにあるんです。お聞かせを願いたい。

○倉石國務大臣 この法律の第一条にあるとおりであります。そこでやはり何といつても規模を大きくなりませんが、煙り出してしまふとか、追い出されてしまふとか、法律の目的のどこにもそんな趣旨はありませんで、御当人の選択にまかせるのであります。そこでやはり何といつても規模を大きくしていかなければ、いまの開放經濟の世界でわれわれが農業の面で競争をしていくにはむずかしいで、やはり農業を維持していくためには規模を広げる必要がある。このことはいかなる農業団体でも十分御理解のことであります。おそらく失礼なことを言つても、懇意だからおこらないでください。あなたも私どもと同じ思想に立つておられる方々に思つておられます。

そこで小さいほうの人たちについて、これは地方で聞いてみますと、兼業農家で何かほかのこともやりたいし、うまくいくならば離農して所得の多いほうに転換したいと考えている人もかなりいらっしゃるわけであります。そういう方々に対してはそれなりの施策を講ずると総合農政の中でもいつておられるのであります。しかしそれは行きやすくしてあげることが必要ではないかといふことが反面においてこの一条の目的に書いてあるのです。でありますからして、近代的ななり変わらせておられます。

○小林(進)委員 大臣、ちょっと御注文をつけておきますけれども、あなたと私はなるほど個人的には親しい仲であります。その点は私も光榮の至りでございます。ただ答弁なさるときにあるいは小林君と言つたり小林さんと言つたり、あなたの答弁の内容のように名前までも適時適切に変えら

れる人々が、今度の政府提案にかかるところの法案の成立をみんな望んでいます。それはどういうことであるかといえば、つまり私どもは、いまあなたが、簡略なおことばだからどうかであります。そこでやはり何といつても規模を大きくなると、それで農業近代化に即応して離農してしまふとか、法律の目的のどこにもそんな趣旨はありませんで、御当人の選択にまかせるのであります。そこでやはり何といつても規模を大きくしていかなければ、いまの開放經濟の世界でわれわれが農業の面で競争をしていくにはむずかしいで、やはり農業を維持していくためには規模を広げる必要がある。このことはいかなる農業団体でも十分御理解のことであります。おそらく失礼なことを言つても、懇意だからおこらないでください。あなたも私どもと同じ思想に立つておられる方々に思つておられます。

そこで小さいほうの人たちについて、これは地方で聞いてみますと、兼業農家で何かほかのこともやりたいし、うまくいくならば離農して所得の多いほうに転換したいと考えている人もかなりいらっしゃるわけであります。そういう方々に対してはそれなりの施策を講ずると総合農政の中でもいつておられるのであります。しかしそれは行きやすくしてあげることが必要ではないかといふことが反面においてこの一条の目的に書いてあるのです。でありますからして、近代的ななり変わらせておられます。

○小林(進)委員 大臣、ちょっと御注文をつけておきますけれども、あなたと私はなるほど個人的には親しい仲であります。その点は私も光榮の至りでございます。ただ答弁なさるときにあるいは小林君と言つたり小林さんと言つたり、あなたの答弁の内容のように名前までも適時適切に変えら

れるのは、私ははなはだ迷惑でございます。小林君なら小林君、小林さんなら小林さんと、ひとつその呼び方も一定にしていただきたいと思う。

私は単なる名前のことだけを言つていいのじゃない。御答弁のほうも右往左往いたしておりますので私はあえて申し上げるのであります。確かに零細農業の中では、農業近代化に即応して離農したい、他にもっと有利な職業を求めるといふ人たるものもいる。その人たちを気に入るような形で離農せしめあるいは権利を移譲せしめて、総合農政の一環としてや近代的な農業をつくり上げていく、そして國際競争にたえ得るものをつけ上げる、それが目的だとおっしゃつた。これはおつしやるとおりだ。私、このおことばはちょうどいたします。それは確かにこの法律の目的だといふこと。小さいものはなるべく追い出せ、そうして近代的な農業をつくり上げていく、そのためにはトントンに油あげでもやるような形でおん出いでくる者に移譲年金もやろうあるいは離農一時金もやろう、それが目的だとおっしゃつた。そのとおりです。そのとおりならば、なぜ一体こういうごまかしで農業者年金などといふ名称をおつけになつたかといふことなんです。それならばあなたのおつしやつたように、農業近代化あるいは大農促進法とでも名前をつけたらどうだ。あるいは旧農民手切れ金法とでも名前をつけるがあるいは農業構造改善事業法でもよろしいし、縁切り料でもよろしい、そういう名前でもおつけになればいい。農業近代化離農促進法はどうだ」と呼ぶ者あり)そうです。

それを私はおやめになつたらよろしいと考える。

いま、だからこの法律は総合農政促進のためにこ
ういう処置が必要なんであつて、決してこれは農
民年金じゃないですよ。これを年金などと名前を
つけられました。実におこがましいし、迷惑千
万です。だからその意味において、年金ならば年

金法らしく、総合農政つくる、近代化つくるよう
な、そんな名称はむしろ目的の中から省いて、年
金は年金らしく、農業苦労した老後の農民の生
活の安定と向上を守るという方向で目的を一緒に
してもらえばいいし、総合農政なら総合農政、近
代化なら近代化、その目的のためにこの法案をつ
くたと言つて、年金などという名称はとっても
わざなくちやならない。先ほどから言つているよ
うに、これで竹と木と一緒にしたようなわけのわ
かるぬ目的を持つた法律ができ上がつたといふこ
とを私はあなたに申し上げた。さつきのお答え、
わざわざお見えになりますか。ひとつお答えい
ただきたい。

○倉石国務大臣　あなた方が演説される時間がなる
べく長いほうがいいと思って、私の答弁簡略にし
ていただけなんですが、さつき御指摘になつた煙
り出しということについてこちらでひとつ申し上
げた心であつて、この法律を通覧してごらんにな
れば、年金の部分が大きにあることはもう否定で
きません。御存じのとおりであります。われわれ
は、今まで社会保障のことをやつてきた。六十
歳から国民年金がありますが、農業者に限つて
は二十年かけられた者は六十歳から年金はあげ
る、同時に六十五歳になりましたならば国民年金
と一緒にになってその上に上積みをいたして、農業
をずっと継続なさる方には年金を差し上げると、
こうなつていますから、農業者年金と言つて一向
差しつかえない。これがその目的の大きな柱であ
ります。

○小林(進)委員　これは私も大臣と話してもかみ
合いませんけれども、私はこの法律の目的は、農

業を近代化し、大農化して、そうして日本の高度
成長に最も適応する農業、これをつくるための農
民に対する縁切り料としてでき上がつたのがこの
法律の目的だと思つておる。それをごまかしてこ
ういうふうなことをいろいろ書いておられるが、
目的はそこです。

近代の資本主義は、日本の農村に対してこうい
うことを要求しております。

第一番目に、あまり米をつくってもらいたくな
い。外国の食糧に依存して、これを輸入したその
見返りとして日本の工業製品を海外にひとつ売り
さばいて進出していく、そのための農業の改革を
要求しております。これにこたえるためにこの法
律ができたんだと私は思つておる。

二番目には、現在の日本の資本家たちがこの高
度成長の中で一番ほしいものは人なんです、人手
がないので困つておるので。その人手というも
のを、それは特に高度に教育を受けた人でなく
て、工業生産の底辺におけるほんとうの苦汗労働
者だ、汗を流して働くそういう労働者がほしい。
これはどこで求めるか。農村なんですよ。これを
農村から求める必要がある。その求人難を解決す
るために、ます農村の労働者が農民の労働者
か、そのためにもう一つ法律が必要なんですね。

第三番目は、現代の資本主義は、これはいつの
世の中でも資本の習性、本能ですけれども、労働
者を安く使いたい。そして利潤をあげたい。その
ためには安い食糧を提供させる必要がある。その
安い食糧を提供させるための省力化、農村の近代
化、合理化が必要なんだ。その目的に沿うために
やはりこの法律が必要だということなんですね。だ
から、言いかえれば安い労働力を農村から引つぱ
り出し、外国の食糧をたくさん輸入して、日本の工
業の成長をさらに伸ばしていく、そのため国内
の主食を制限していく、安い食糧をつくって労働
者の賃金の値上がりを防いでいく、その三つの目
的のために、農業者年金基金法などというおこが
ましい名前をつけてこういう法案ができ上がつた
ものである。何と言われても私は法案の目的はこ

こであると思う。ほんとうにそうでないならば、
社会党の年金法のようにちゃんとその目的を明ら
かにしたらよろしいぢやありませんか。社会党の

年金法は、その点は明確にしております。第一條
に、決して縁切り料でもなければ農民を追い出す
のでもなければ、近代の資本主義にも協力するの
ではないという形が明確になっております。だか
ら、あなたがそれは資本のために奉仕するための
法律じゃないと言うならば、目的は社会党のこの

目的を持ってきて、いまの第一條と入れかえられ
たらどうですか。おやりになる元気があります
か。それならあなたの意見に賛成しますよ。

○倉石国務大臣　いま小林君のお読みになった資
本云々というのは、それはそういうことを言う人
もどこかにあるかもしれません、私どもの考え方
ではあります。私どもは、やはり農業の維持、
強化ということ、自立經營農家を育成していくと
いうことは絶対に必要であるので、そういうたて
まえを農政の基本に置いている。しかし当分の間
は、もちろんいまでも八割余りあるのであります
から、兼業農家、そういう人たちの所得を多くす
るためには産業の分散化も必要であるし、諸施策

が必要であるということ、農業者年金法における
年金制度といふものを国民年金と合わせ
ましては、一つには離農を希望する者には離農し
やすくしてあげることが必要である、農業を

すっと継続される方のためには、老後保障の意味
においては政府案を実行していただきことを農民の利
益ではないか、このように考えております。

○小林(進)委員　私はまだ自分の要旨や質問の十
分の一もやらないのですけれども、時間が来たと
いうので、残念でござりますけれども……。この
法案を審議する上においてひとつどうしても必要
な資料があります。もちろん、大臣も出すのだから
おわかりになつておられるのだろうと思うのですけ
れども、第一番には、ブルガリアの農業政策で

相当新進的な方策をつかつておりますから、この
資料と、もしかわかりになつていたらひとつ御説
明をいただきたいと思います。次に、第二番目

に、農業従事者に対する特別制度といふものが社
会保障制度の形でフランスではでき上がっており
ます。この資料と御説明を願いたい。第三番目
に、同じく西独です。西独では自営農業者に対す
る特別制度といふものができ上がっておりま
す。この資料と御説明を願います。

第五番目にはイタリアです。イタリアも自営農業従
事者に対する特別制度といふもので設けて、やは
り社会保障制度と関連しまして特別立法を持つて
おります。この点もひとつ御説明をいただきたい
と思います。なお第六番目には、チエコスロバキアの年金法について、これも農業年金、
これを勉強するためには非常に参考になります。
第五番目にはイタリアです。イタリアも自営農業従
事者に対する特別制度といふもので設けて、やは
り社会保障制度と関連しまして特別立法を持つて
おります。この点もひとつ御説明をいただきたい
と思います。なお第六番目には、チエコスロバキアの年金法について、これも農業年金、
これを勉強するためには非常に参考になります。

大臣からこの点をひとつお聞かせいただきたいと
思つてござります。いまおわかりになりました
らすぐひとつ御説明をいたゞくことにいたしま
す。もう時間がないと言つておきますから、私は
その点を要求いたします。

次は、もうやめなくては悪いけれども、これは
資格要件の中ですけれども、私は法文はどうして
も了承のきない法文が一つある。それは先ほども
ちょっと序論で申し上げましたけれども、第二十
三条ですよ。任意加入被保険者です。もうやめろ
と言いますからやめますけれども、第一十三条の
第一項第一号ですが、「農地等につき耕作又は養
育の事業を行なう者であつて、所有権又は使用收
益権に基づいてその事業に供する農地等の面積の
合計が前条第一項の政令で定める面積以上であるもののうち」一

つの条文のうちに二つも政令が出てくる。「政令で定める面積には満たないが政令で定める面積以上あるもののうち」から、今度はそこへきて「省令で定める基準に適合する者」、どうですか。

この中には法律をやつてきた諸君もいるだろけれども、一条項の中で、政令で満たないものを政令で満たす、それの関係は今度は省令で基準を示すなんという、こんなでたらめな条文がどこありますか。これはもはや日本の政治が、民主的に国会の中で国民代表によって法律をつくるのではなくて、全部官僚に壊滅されている何よりの証拠です。みんないとこは政令だ。そして政令でできなければ今度は省令だ。法律の条文だけは、どうせ国會議員なんといふのは小林進なんかをはじめ大体いいかげんなのがいるのだから、こんなのはいかげんにごまかしておけばいい、あとは全部官僚が政令だ、省令だ、これですかりまとめてあげて人民大衆をしばりあげていろいろのだ。そして官僚の権力を強化していく。大臣、あなたも官僚出身ではない。あなたと私の共通点があるとすれば、それはお互いに雑草のように伸びてきた。官僚のめしは食わぬ、それならばこういう条文をあなたは黙って見ておられるかといふだ。私はまだ幾つも言いたいが、時間がないので後日また日を改めてやりますが、こういう条文の訂正だけはやりなさい。ほんとうに現在民主政治は危機に瀕しております。政党政治は危機に瀕しております。官僚に耳られている。私はいままで法律に親しむこと四十年、こんな条文がありますか。ひとつ答弁して下さい。

○倉石國務大臣 二十三条の政令、最初の政令は五ヶタール、あの政令は三ヶタール、したがってその政令につきましては、こうやって法案の審議を願うときに、この政令の中の制約は一ヶ月歩を考へているかというふうなこともみんなこうやって御論議の対象にしていただいて、その御論議の結果御決定を願うのでありますから、何も民主主義をそこなり心配はありません。

○小林(進)委員 残念ながらまだたくさん質問が

ありますけれども、私は留保いたしまして、一応同僚諸君に質問を譲ることにいたします。

○草野委員長 山本政弘君。

いろいろ質問がありました。それはこの法案の性格が年金的な性格を帶びていない、むしろ離農促進的な性格を帶びているのだ、こういう質問があつたわけであります。そこで、その前にお聞きしたいことがあるわけですから、昭和四十五年三月二日、社会保障制度審議会で農業年金制度要綱についての答申がありました。これは農林大臣、厚生大臣に対する答申だと思いますけれども、その詰問の件について「たゞえ国の農業政策的要請があるとしても社会保障制度としての年金制度のあり方になお疑念が残る」こういうことがございました。統いて「とくに国庫負担その他の点において他の年金制度に及ぼす影響も大きいと思われる」ので、その運用にあたってはとくに慎重を期せられたい。こうあります。先ほどの小林委員の質問とあわせて社会保障制度審議会においてもこういう答申が寄せられておる。私は年金というものは底上げをしなければならぬ、これはよくわかります。しかし同時に、それは将来の方向としては一元化をやはりはかつていかなければならぬのではないか私はが私は趨勢であると思ひます。官僚のめしは食わぬ、それならばこういふことは底上げをしなければならぬ、これはよくわからります。しかしながら、それは将来の方向としては申上げますと、小林委員のおっしゃつてはみた場合には、農林省サイドの要求、これはそういうことが当たるかどうかわかりませんが、あるようならむしろ離農を促進する、そういう政策といいますか、農林省サイドの要求と、そしてそれを結局補完をするという厚生省サイドの要求とが混涇したような感じがするわけです。

そこで時間がございませんので、そのままこれまで時間に入りたいと思うのですけれども、保険料は七百五十円ですね。そうすると総保険料、これは国庫補助を含みますけれども、総保険料は幾らになりますか。

○廣瀬政府委員 お答え申し上げます。
経営移譲年金に対する国庫負担が三分の一ござりますので、必要経費からその分を除いたものが約千七十四でござります。それに対しまして三百二十一円の保険料に対する国庫補助がござりますので、その残りが七百五十円ということになるわけでございます。

○橋本(龍)政府委員 いま山本委員からお話しになりました答申は、読ませましたように、たゞえ國の農業政策的な要請があるとしても、社会保障制度としての年金の制度のあり方になお疑問の残る点があるという趣旨のことが書かれておりました。しかし、この農業者年金制度というものが現在の年金の体系を根本的にくずすものではないといたわゆる総経費は千二百九十八円でござります。しかし、全部の、国庫負担、補助も含みます。そうすると総保険料が千二百九十八円、これは国庫補助を含んでいます。経営移譲

とおり国民年金を基礎として築かれたこの農業者年金制度でありますから、私どもはなお社会保障全体の方向をくずさないよう、運用には十分注意をいたしながらこの制度を進めてまいります。

○山本(政)委員 先ほどから小林委員のほうから

お尋ねの問題はたゞいま厚生省から申し上げたとおりであります。その結果総保険料一千二百四十八円になります。その結果総保険料一千二百四十八円を引いて七百五十円と出たこれを保険料として取る、こういうわけですね。それは間違いございませんか。

○橋本(龍)政府委員 そのとおりでございます。

○山本(政)委員 そうすると二十年間の元利でありますね。そして六十五歳からもう場合にはこれに、据え置きですから五年分の利息がつくわけですね。その結果が四十万円というふうになる。これは間違いございませんでしようか。

○橋本(龍)政府委員 ほほ四十万という金額間違いございません。

○山本(政)委員 四十一万を今度年金原価で割りますと四万八千三百十三円になるはずです。それを結局月に直すわけですから、四万八千三百十三円を十二で割ると四千二十六円になるでしょう。

○廣瀬政府委員 そうなるはずでありますけれども、それはどうですか。

○山本(政)委員 そうしますと、これは農林水産委員会の調査室でできたのですけれども、六十歳で経営を移譲した人は一万六千円もちら。

○廣瀬政府委員 そういう計算になります。

○山本(政)委員 そうしますと、これは農林水産委員会の調査室でできたのですけれども、六十歳で経営を移譲した人は一万六千円もちら。

○山本(政)委員 そうすると経営移譲分の保険料

といふのは幾らになりますか。

○廣瀬政府委員 経営移譲に要する保険料所要経費は六百八十円でございます。先ほど総経費を落としましたが、全部の、国庫負担、補助も含みます。しかし、この農業者年金制度といふものが現

在の年金の体系を根本的にくずすものではないといたわゆる総経費は千二百九十八円でござります。しかし、三千六百円しかもられないわけです。移譲した場合にはこれに千六百円上積みされて五千二百円。そうすると、ちょっとお伺いしますけれども、二十年間掛け金を掛けて離農しない場合には元利合計は戻つてこないこと

のだけれども、それについてはお触れになつておらないわけです。私は、これをやらなければそん

○池田政府委員 贈与税の点触れなかつたので、
なに簡単にできはしないだらうと思う。再度、そ
の点はいかがでしよう。

さいますが、これにつきましては、私どもの考
方は、現在、御存じのよろな生前一括贈与の特例
がございまして、その性格からいたしましてこれ
に該当をする、こういう考え方でおるわけでござ
います。したがいまして、生前一括贈与の対象に
なります農地というようなものにつきましてはそ
の特例が適用される、こういう考え方でございま
す。

○山本(政)委員 時間がないですから、もう一ぱい動産取得税につきましても、御存じのことおり、やはり同じようなケースが当てはまるわけでござります。

も、農政審議会が四十四年の九月に答申を出して
おります。「農政推進上留意すべき基本的事項」
についての答申」というのですが、その中で、「農政
推進上の基本的事項」というのがありますして、「離
島の發展」

「農の援助制度化」といふのかありますけれども、ここを見ても、年金というののはつけたりにつけてるだけなんですねよ。「就業構造を改善するためには、高年齢者の農業からの引退が果たす役割が大きいので、それを促進する必要がある。」そういうわけで、農業者年金制度の果たす役割りを、生活の不安もあるから、重視すべきである、こういうふうにいつているわけです。だけれども、いま私が質問を申し上げたように、実際は六百八十円で済むべきものを七百五十円取つてゐるのですよ。国民年金を掛け、そして今度はこれを掛けるということになれば、二重の負担になるわけですねけれども、そしてその中で、保険料七百五十四といふのは、少なくとも經營移譲の本来的な個人負担といいますか、保険料の個人負担六百八十円からすればはるかに上なんですねよ。たくざな

ん掛けておって、そして元利合計といふものが二十年後にもらえない、そういう制度といふものが、私はどう考へても、二重の政府による収奪であるとしか考へられないのですよ。これは年金團体ですから、むしろ厚生大臣にお伺いをしたほんがいいと思うのですけれども、二十年間掛け金を掛けさしておいて、そしてその元利合計がもらえないというのは、一体正しい年金制度としての考え方なのかどうか。

そして、保険料というのは六百八十円であるべきなのにかかわらず、これはリスクを見込んでおきながらのにもかかわらずです。しかし、私をして言わしめるのかもわからぬです。むるならば、そのリスクといふものは政府がむしろ負担すべきである。にもかかわらず、七百五十五円といふ保険料をお取りになる。これはどう見ても二重の収奪ではございませんか。その点について、大臣は一体どうお考えになつておるか。これはず大臣に対する社会保障制度審議会の答申もあり

ます。運営を慎重にされたいということもあるのです。年金としては、社会保障制度としては問題點がある、こういったのですよ。しかし、それはそれとして、運営に慎重を期せられたい、答申はそういうているのだけれども、しかしそれを慎重に運用についてあなた方はおはかりになつてないような気がする。なるべく国としては最低の補助でもつて最大の負担を農民にかけさせよう、こういうお考えが貫かれているような気がしてなりません。その点について、大臣からひとつ……。

○内田國務大臣 山本先生いろいろ御計算もなされての結果の御質問と思いますが、私が理解いたしております限りにおきましては、農業者年金制度運営のためには、まずその經營移譲した者に対するしましては、年金給付額の三分の一は国庫が負担して、国が持ち出しがある。また、当面、しばらくの間とすることになりますが、掛け金につきましても、国が三割くらい加入者のための肩がわらぎをするとということになりますから、農業者年金保険全体の仕組みの中におきましては、国も相当の持ち出しをしておることは、これはうそ偽りは

ございません。ただ、問題は、実際年金が給付される場合が、六十歳から六十五歳までの間に、經營移譲をした者、こういう限定がありますから、經營移譲された方につきましては、これは大体この年金制度が単に農業經營者の老後生活保障といふことばかりではなくて、農業政策の転換といふ意味も一つの面も含んでおりますので、したがつて經營移譲なさった方に重くしておるという面があるのは、当然そういうことになりますので、そこで

○山本(政)委員 大臣、國が國庫補助をしていいる
ことは、これはある意味からいえばこの仕組みの出発点
から当然のことであつて、農業者を政府が取締りをして
おるというような面は全体としては一つもない
という点は、これはぜひひとつ御理解いただきたい
と思います。

○内田国務大臣 この年金の制度は、いまも述べましたように、農業従事者の老後の生活保障といたすことと、まれそれに加えて經營移譲促進、こういう農業政策上の要請のためにできているものでありますので、どうしても經營移譲をした人に利益のウエートがよけいいく、したがって經營移譲がさらなかつた方には、掛け捨てとかなんとかといふことはありませんけれども、その利回りが非常に有利にいくということ不同的が、これは制度の趣旨からいえば最初からそういう仕組みにできている。それによつて經營移譲を促進をしていただく。しかし經營移譲しなかつた人にも御損はかけない、こういう趣旨でこの計算ができるとして私は理解をいたしております。

○山本(政)委員 大臣何か御用事があるそうですけれども、それでは一つだけお伺いします。

いま厚生大臣は、經營移譲を本来の目的として

いるからと。こうおっしゃった。農林大臣は、先ほどから、そのほかに生活の不安を解消するための年金制度というものが必要なんだ、こうおっしゃっておるわけですよ。農林省のサイドから言つたら、経営移譲ということになるべく背後に隠しながら年金制度を強調しているんですよ。あなた方から言わせれば、年金制度の不備といふのを背後に押しやりながら経営移譲ということに力点を置いておっしゃっておるわけですよ。農林

○内田国務大臣　表現が適當でなかつたら私はまた言い直さなければなりませんが、この年金はただ単純に農業經營者の老後の生活保障ということだけでなしに、それともう一つは經營譲讓という目的を加えておるということを申し上げたわけでござります。

○山本(政委員)　たいへん不満足ですけれども、
あと島本委員が質問されると思いますので……。
私はこの制度が少なくとも均衡を欠いているということだけは言えると思うのです。離農した人、經營移譲した人とそれから經營移譲しない人との間に——もちろん經營移譲したという政策の是非に別としても、その人に對してプラスアルファがつくことはあり得るかもわからぬ。私は反対ですけれども、國の政策として國のほうでお考えになるのだったら、それはそれであり得るかもわからぬ。しかし少なくとも掛け金を掛けた人が元利合計をもらえないといふ、そういうことは私は間違ひだと思うのですよ。その点について運用を専
重にされたいという答申もある。したがつてぜひこの点についてもう一ぺん前向きにひとつ考えていただきたいと思います。

私の質問を終わります。

○車野委員長 大橋姫君

○大橋(敏)委員 私も今度政府から提出されております農業者年金基金法案関係資料に一通り目を通させていただいたものでござりますが、先ほどから先輩委員がいろいろな立場から追及しておりますように、今度の農業者年金法案は、農業者が年をとつてからのいわゆる社会保障と農業政策との転換という立場からこの法案ができ上がつて、るようございまして、中身は非常に複雑な感を受けます。

まず私ども農林大臣にお伺いいたしますが、

も、これまでのわが国の農政は、率直に言つて失敗であつた。その原因についてはいろいろと論議されておりますけれども、最大の原因は、農業政策に対する長期的な計画あるいはその見通しの甘美さにあつたのではないか。つまり施策の貧弱さにあつたのである、このようにわれわれ感じてゐるわけでござります。私がここで申し上げるまででなく、何をやるにしても基本的には計画が問題が問題でございます。たとえば農政の転換にいたしましても、最近総合農政ということが非常に出されているわけでござりますけれども、单なる総合農政といふ名前ではなくて、その中身に私は問題があるのではないかと思う。つまり根本的な農業の立て直しのポイントを一体どこに置いていらっしゃるのか、こういう問題になるわけでござります。きょうの法案審議に入りました、この農業者が年金がそうした総合農政という立場に立つた上の関連性といいますか、位置づけと申しますか、そういう立場からまずお答え願いたいと思います。

○倉石国務大臣 政府のすとよつてまいりまして農政について御批判がございましたが、日本の生産団体の方々でも最近はしきりにヨーロッパ、アメリカその他を御視察になつて来られる。いろいろな御意見を持っておられる方がヨーロッ

パ諸国などの先進国の農業を見てきましたが、日本の農業が非常にきめこまかに配慮をしてやつておる、しかもかなりの成果をあげておるというところについては、ほとんど異口同音にわれわれにその所感を報告していただいております。きょうは時間もありませんからそう言うことでもないでしようが、総合農政というのは、私は、要するに農業の構造をどのように体質改善をして移り変わらゆく現在の国際社会に対処し得るかということのために、そういうところにピントを当てて進めしていく考え方でございます。そこでこれは、先ほど山本さんがちよつと御引用になりました農政審議会の答申の中にも、少數意見ではありますけれども、日本の農業に対し撤退作戦をやれといふ意見もあつたと聞いております。私どもは、そういう学者の意見もあるかもしれません、農業に対する撤退作戦というようなことは毛頭考えておりません。いま生産調整を米に対しやっておりましたが、これはしっかりと体質に改善するための一時的策でありまして、米についても撤退作戦などを考えておるわけではないであります。したがつて、国際経済の中に対処してわれわれが勝ち抜いていくためにはどうしても体質改善をし、農業としてりっぱな体質を備えていかなければならぬという考え方方に立つて、長期見通しの中でも五十二年に四ないし五ヶクタール、犢乳牛では二十頭といふよくな一応の目標を立てておりますのもやはりそういうような見解からでございまして、そういう角度で考えてみますと、近来御存じのように他の産業が非常に発展してまいりまして労働力を要求しておる。労働力はだんだん不足の傾向にあります。それが農業はそろばんがそれないということで、そのほうに大部分入つてしまふというようなことを放置しておいたのでは両方ともだめになるのでありますから、そこで私どもとしては、農業としては立ち行くような自立經營をできるだけ育成してまいりたいけれども、その過程において、わが国では、いまの現存しておる兼業農家というものが当分の間存在するであ

ろう。そして兼業でやつていただきたい、という方々には、自立經營を中心にして集団的な營農地域をつくりつてまいりて、農業をそれに一緒にして能率をあげていただきると同時に、余った労働力には、本人が御希望なら他に転職することを促進してあげましよう、本人が御希望であるならばその集団經營の中に入つてやつていただきようじよら、こういうわけでありますから、私どもいたしましては、その専門家、学識経験者及び生産者団体等の代表も参加しておられるこのそういう中ににおける意見も尊重しながら方針を立てたのが総合農政の一応の方針であります。それに対しても税法その他の面で御協力をいたすと同時に、離農しやすくしてあげるということが必要ではないか。そこでお話をありましたけれども、その土地をどうするかといふ悩みがあります。それに対するは税法その他の面で御協力をいたすと同時に、離農しやすくしてあげるということが必要ではないか。そういうことのために、一つには農業者年金の一部で考えておりますよな離農促進の考え方をとる、これは強制ではありません。したがって、農業者年金制度というものは、総合農政を推進してまいるために非常に大きなウエートを占めた効果のある手段である。

書いてあります。「農業者に他産業従事者と均衡のとれた所得と生活水準を実現し得るようになります。」これを裏返せば、「農業従事者は一般の方々の所得あるいは生活水準よりきわめて低くなつてゐる。これは率直に言つて、農政の失敗のあらわれではないか。私はこのように端的に申し上げたわけであります。きょうはそういうものと講議する時間じゃございませんので、これはまたの機会に譲りますけれども、今回の農業者年金のあらましを見ますと、要するに資質のある、いわゆる優秀な有能なる農業経営担当者をある程度確保して、そして農地を拡大して、いわゆる集約化していくといいますか、そういうところに主眼が置かれて、いわれております農業の近代化あるいは合理化がなされるのである、ここに柱があるんだ、このように見受けられるわけでござります。私もこの過程におきまして、中小農家の方は、何といいますか、切り捨てごめん的な立場に置かれることが多い餘儀なくされるのではないか、このようにも感ずるわけであります。これが非常に心配するところでござりますけれども、私の地元にもかなり農家がありますが、そういう中小農家の方々のお話を承りますと、農協等にものすごい借金がある。五十万とか百万じゃない、平均百五十万、それ以上の借金を負つて、やめようにもやめられないんだという声も聞いております。そういう点から見た場合、今回の年金基金の目的の中に経営移譲というのがありますが、この仕事が農業者年金のねらいのようでもありますし、また今回の法案の内容を見てていきますと、これは中小農家にはあまり恩典はないぞうに私は思うわけでございます。そういう点についてもう一度お伺いしてみたい。つまり中小農家に対する恩典の薄い法案になつてはいる。これに対してはどう思われておられるかということです。

と希望される方に対しても、そういうほうに転換したいするようになりますから、そういうことであります。そしてまたいま申し上げましたように、私どものいわゆる中小農家といわれる方の多くは兼業農家でありますから、そういう方が中央に集まってしまって、いわゆる労働者としての方向に進まれるという傾向がありますので、そういうことは国全体としては好ましい方向ではないとわれは考えますので、できるだけ地方に産業を分散してまいりたい。そして、いわゆる中小農家といわれる兼業農家の方々は、農業はそのままにしておいて、そこで新たな職場をさがしたいと言われる方には、そういうことについてできるだけその便宜をはかるようにいたしましょう。実は政府部内でも通産省、労働省等とも話し合いまして、いまだんなん地方に出かけていろいろとする産業には地方の御要望とマッチするような計画を立ててもらいましたし、それに対しても職業訓練等いたしまして、その余った労働力を職場においてさらに所得をふやさせるという方向をとっていきたい。しかし農業はやっぱりやっていたいんだ、こういう方は、この間成立させていただきました農業協同組合法の改正によって、農協に委託をすることもできます。それからまたそうではなくて、自分がその経営はそのままやっていきたいというものは、さき申しましたように、自立經營農家を中心にして大きく広げていこうとしておる集団經營の仲間に入っていただけて成績をあげていただく、余った労働力は地方に足元に分散されてくる産業に従事をしていただいて、そして所得をふやしていただけます。大体そういうような考え方で私どもは構想を描いておるわけでありますから、いま現に御審議をお願っております農業者年金制度等も、そういうことにはたいへん都合がよく運べるようにお手伝いをいたしたい、こう思つておるわけであります。

合、要するにある程度の余裕のある農家の方から金を出さしめて、そして一ヵ所にそのお金を集め、それに多少國家が補助をしてその集まつた金を今度は大農家の方に売り渡す。そうした政策のようにも見受けられるわけでございますが、運営にあたつては慎重に行なつていただきたい。つまり中農家の方々がたとえ離農しても十分再起できていくような措置をとつてもらいたいということが私の偽らざる心境でござります。

時間に制限がござりますので次に移りますけれども、厚生省にお尋ねいたしますが、今度の農業者年金が今までの一般公的年金との関係性といいますか、今までの公的年金制度の九割までが厚生省所管であると存ります。国家公務員共済組合法だとか、各種共済組合法あるいは厚生年金、国民年金あるいは船員保険など年金そのものもずいぶんと制度がありまして、その総合調整といふこともいわれている中に、このよくな農業者年金という新しい制度がまた生まれてくるということは、先ほど言いました総合調整の趣旨からは逆行しているのではないかという感じを持つわけでございますが、厚生省としてはこの点どうお考えになつておられるか。

○橋本(敏)委員 私どもは逆行しているとは考えておりません。と申しますのは、先生御承知のとおりに、現行行なわれております国民年金制度というものを足場に置いて、その加入者の方々を対象として上積みをされていく性格の年金制度でありますから、その意味においては私どもは從来の年金の体系をくずしておるとは考えておりませんので逆行とは考えておらぬということであります。

○大橋(敏)委員 それでは、総合調整といふをした方向から見た場合に私は逆行ではないかと思つておつたわけですが、決してそうではないと、いうことになれば、今後水産業あるいは林業、そろいろ方々のほうからこうした年金の要請があり、

○橋本(龍)政府委員 現在の農業が、また現在の農政が、あるいは現在の農業者が置かれておるところの環境がそれらの職種にも発生したような場合、その場合には考える必要が出てくるかもしれません。しかし今日の時点においては、私どもは、してそぞうした職種にまでこれらの年金制度を拡大するにつづいていく、そぞした方向は考えておらぬ。現在ではこの農業者、特に農業という一つの大好きな国の基幹産業ともいいうべきものが非常にきびしい情勢の中に置かれておるといふことがら、こうしたものを考えてきたわけでありまして、その他の産業については今日では考えておりません。

○大橋(誠)委員 それではもう一面変わった立場でお尋ねいたしますが、わが国の公的年金制度の中で国民年金は最も新しい年金でございます。その対象者は公的年金の半ばを占めているほどのものになつておりますが、内容そのものは非常に劣悪だといわれてゐるわけでござります。また一般公的年金と比較しまして、非常に年金額が見劣りをする。すなわち支給開始年齢は恩給も、國家公務員共済組合をはじめとする各種共済組合あるいは船員、厚生年金、いずれも五十五歳から支給になつております。また、厚生年金の一般被保険者は六十年歳ということになつておりますが、国民年金は六十五歳です。また、被保険者期間、これを見ますと、恩給は十七年、共済組合などは二十年、船員保険は十五年、厚生年金は坑内夫は十五年、一般は二十年。ところが国民年金は二十五年であります。このように支給開始も一般よりも五年ないし十年おそい。しかも被保険者期間が五年長い。このような内容になつておりますが、今度のことになるわけでございますが、そういう点についてある程度の恩恵を受けますけれども、先ほど言つた林業あるいは水産業の方は国民年金の中でありまして、その格差をそのまま置かれていることになるわけでございますが、そういう点に

○橋本(龍)政府委員 先般も今国会に国民年金法の改正案を厚生省は提出をいたしましたし、衆議院社会労働委員会において御審議を願いましたのであります。しかし、逐年内容の改善に国民年金自体もつとめております。今後ともそぞろした努力は私どもは怠るつもりはございませんので、国民年金制度自体も、今後もなお得られる限りの改善をしてまいります。あるいは、あるといふことのみこの際申し上げておきます。

○大橋(敏)委員 いま国民年金は逐次改善の方向にいく。こういふお話をございますが、少なくとも支給開始年齢を六十五歳を六十歳まで引き下げるべきである、またそのほか、他の制度との均衡を一日も早く保たれていくことをこの際強く要望しておきます。

それから次に、今度は農林省のほうにお尋ねいたしますが、この制度は離農対策の一環として、わざわざ農政的な色彩を帯びているわけでございませんけれども、離農給付金といいますか、つまり制度に加入できない零細農業者また老齢者に対しては離農給付金というものが支給されることになつておりますけれども、そのことについて簡単でけつこうですが、御説明願いたいと思います。

○倉石国務大臣 農業者年金の被保険者については、この制度の趣旨から申しまして、将来とも農業経営を継続していく観込みのある者とする必要があるのでございまして、經營規模にいまだお話しのような下限を設けることにいたしたのはそういうわけであります。この下限規模につきましては農業に対します依存度、農業専従者の状況、それから農地のシェア、農業生産のシェアなどを総合的に勘案いたしまして、農業経営の用に供しております農地等の面積の合計が、都府県におきましては〇・三ヘクタール、それから北海道におきましては十ヘクタール、こういうことにしておきましたわけであります。

域の指定というものが、実は五年間ぐらいにわたくつて指定をするという予定になつておりますので、それまでの期間は農業振興地域というのはございませんので、それ以外の地域におきましても、必要がある場合には農林大臣の承認を得けますとして、基金が定める地域においてはそういうような事業ができる。こういういわば縦創的な措置で

○大橋(敏)委員 いまお尋ねしましたように、内容を伺つてみるとなるほどといふように大体つながりのあるわけでござりますけれども、いま配付されることは資料によつて、非常に困難でござる。

たくさんありますので、一般農業者が見て、だれでもわかるような内容にわかりやすい表現で小冊子でも出されることが大事ではないか。法律内容を十分認識する上において、また今後の農業者の農業従事の上において大事なことではないかと思いますが、農林省としてもっと具体的にわかりやすくこれを書いた小冊子でも出されるような考えはございませんか。

○**倉石国務大臣** それは大事なことでござりますので、ぜひそういうことをしたいと思っております。

○池田政府委員 基金が農地の買い入れ、売り渡しをいたしますのは、先ほど来いろいろお話をございました農業経営規模の拡大あるいは離農の援助等年金基金が農地の買い入れ、売り渡し業務を行なうことは、基金の安全性及び健全性の見地から見て適当でないと考えるがどうか。これは委託業務に関する農協の主張なんです。委託業務を行なう農業委員会に対し、加入員資格の認定や經營移譲の確認、離農の確認、農地の買い入れ、売り渡しのあっせん、農地の管理等を委託することは、健全性、安全性の立場からは適当ではないのではないとかという意見が出ていると思いまますけれども、これについてははどうお考えになつておりますか。

ますが、確かに御指摘のようになり方が適切を欠きませんと、おっしゃるような不安が出てくることがありますので、私どもはこれをやる場合に、たとえば先ほど申し上げましたように、はつきりと農業振興地域におきましてその事業をやるということを原則にすると、その他そういう農地のほうに資金を回しました場合には、これは積み立て金としては相当な利回りに運用しなければなりませんので、そういうものに対しましては国が必要な利子補給をするとか、そういうような措置を考えているわけでございまして、そういうような措置と相まちまして、実際のやり方についても相当嚴重な指導をやりたい、こういう考え方でございます。

○大橋(敏)委員 時間がございませんので最後にもう一言お尋ねしますが、経営移譲年金の支給要件の中に、その相手はその者の直系卑属で、一定の要件に適合する一人の者すなわち後継者であるか、または農業者年金の被保険者であるかといふことになっているわけでござります。後継者の場合は問題ありませんけれども、被保険者に移譲する場合、経営にかかる農地等のうち、一定規模以内の自留地を除いたとありますね。このところを具体的に説明願いたいと思います。

○池田政府委員 こういう自留地を認めました趣旨でございますが、私どもは原則として経営移譲をされる方は、その持つております農地を第三者等に全部譲渡をしていただきたいというのが基本的な考え方でござりますけれども、ただ農村の実態といたしまして、従来農業をやっていた方でござりますので、全く農地がなくなるというのはいかにもさびしい、あるいは日常生活に必要ななどとえは菜園でございますとかそういうものは、わずかな面積でいいからぜひ残しておきたい、こういう希望が実はあるわけでござります。そういうことを考えてまして、私どもも老後の生きがいといいますか、そういうことと同時に、日常生活の用に充てるために、たとえば○・一ヘクタールといった程度の規模の自留地を認めるほ

め、この社会保障の実施、これは近代国家の不可缺少な要件になつておる。そういうようなことからしていろいろ考へられたのじやないか、こう思ふのであります。

この社会保障ということは、常識的に言えれば、社会の構成員が疾病、それから老廃、失業、多子、こういろいろな生活過程に生起する諸事故によって所得能力あるいは所得機会を失い、もしくは不事の出費を来たしたときに、公共資金よりの給付で最低限の生活維持手段を与へ、国民の生活安定をはからうとする国家的制度だ、これが大臣、いわば統一見解になつておるわけであります。そして厚生省等では、機能的に所得保障と医療保障と二部門で構成されており、これを運用しております。また組織的には、これは社会保障による防貧、それから公的扶助による救貧、これは社会福祉や保険施策の公的サービスで補完するという、包括的な形態で行なつております。

これが一口で言うと社会保障の考え方と現在行なつてゐる様相になるのじやないかと思うのです。

それで、いままでのいろいろ皆さんの質問、御答弁を承つておるのでありますけれども、特に今回の場合は、名称その他は別にいたしまして、經營の移譲や離農をその条件にするという政府の考え方方、こういうようなものも社会保障の中に入れてくるということになりますと、これはやはり社会保障の概念が今後この農業者年金基金法、こういふようなものを実施するそれ以後においてまた変わることの一つの前提、こういふようなものが当然生まれるのじやないか、こう思うわけです。そうなりますと、その制度そのものには逆選択も自由に行なわれるといふことも考へられ、今後は保険制度そのものの持つてゐる意味からしてやはり重大な問題点があるんじやないか、こう考へられるわけです。私はこの点で一つ疑問を持つておるのであるが、この点で大臣にいま私が言つたことは、体系と実際の問題を合わして言いました。今までの答弁を合わして、これがどうもこちやご

たしましては、いわゆる離農年金という形をとっているものと、それから經營移譲年金といらるものと、まあ二種類あるように思うわけでござります。はつきりと離農年金という形をとつておりますのは、たとえばベルギーでございますとか、イギリス等がそのようでござります。フランスは離農年金でござりますけれども、經營移譲の場合にもやはり一部支給対象になるようでございまして、いわば両方の折衷型と考えております。それから西ドイツの場合には、これは二種類ございまして、いわゆる離農年金に当たるものと、それから經營移譲年金に当たるものと二つあるようでござります。それで、今回御提案申し上げておりますのは、いわゆる經營移譲年金と申しておりますけれども、後繼者に対する農地の譲渡と、それはそのため第三者に対する農地の譲渡と、これはその結果離農になるわけでござりますので、經營移譲と離農を包含している制度でございます。そういう意味におきまして、フランスなり、あるいは西ドイツの場合と比較的共通点が多いように考えているわけでござります。

うか、これは。

二〇 制度は農業者の後生生活

るようと思えて私はしようがないわけでありま

るわけです。二十年後の日本の農業の経営の実態と、あるのは、いまのうから手金制度を通じて

○倉石國務大臣　この制度は農業者の老後生活の安定化と、それからいまお話のあります農業経営の近代化、農地保有の合理化などという農政上の要請にこたえるのが一つの目的であることは、先ほど来お話しのあったところであります。が、そういう経営移譲を年金の支給要件として、これによつて経営移譲後の老後の生活の安定度をはかる、こういう二つの目的があるわけですが、経営移譲をいたさない者につきましても、先ほど来これは何べんかお話をありますように、年齢によつて年金の支給を行なうものとあります。いずれも老後生活の安定につながるものであります。それから国の負担のみによつて、したがつてこれをやると、やはりこれは國が全額を負担するというわけにはいかないのではないか、このように理解しておるわけでござります。

○島本委員　そういたしますと、経営移譲、この目標はやはり先ほどからいろいろ議論がございましたが、一つの場所に労働力を長期的に、継続的に導入し、滞留させておくところに目的がある。それを早くやめなさい、やめたら年金をあげます、やめないと金は戻つてしませんよといふような仕組みがあるとするならば、やはりこの辺も私は理解できないところなんであります。これは経営移譲と年金制度を「こちやごちや」にして農業者年金基金法では給付条件にこれを取り上げている、こういうようなことになり、かつてかえて経営移譲をしない者はかけた金の元利合計をもらえない。先ほどの議論で、月額四千円に該当する、これだけを自分らが納めていながら、三千六百円の給付しか受けられない。その分は離農令して、何といいますか、これは移譲を懲罰したものには掛けさせて、その余剰分は離農したほうに回してやる。これは農民を土台にして政府が命令して、何といいますか、これは移譲を懲罰し、したほうへ回してやるのだ。政策年金であるのに離農を強要する、こういふようなことにどうもな

るようと思えて私はしようがないわけでありま
す。こう、うとうな二二さま、私はほんとうの農

るわけです。二十年後の日本の農業の経営の実態と、あるのは、いまのうから手金制度を通じて

るようになってゐる。こういうようなことでは、私はほんとうの農業者の年金基金法、この趣旨にもはつりもどるのじゃないか、こういふように思うわけです。

私はこの点に対しても、社会党では一体どう考へているのですかと、この点をまず——大臣の答弁をうけたから、今度は社会党的提案者である芳賀賀先生からお願いしたいと思います。

○芳賀賀 賀 私ども社会党的提案者として、別案を出してある政府提出にかかる農業者年金に対しても、あまり強く非難、攻撃を加えるのはどうかと思つておられます。そのためにはわれわれは独自の案を出しておるわけですが、ただ問題は、それではいまの日本の農業の実態から見て、この年金制度の中に經營移譲まで強力に含めた政策を施行する必要があるかどうかということになります。

これはあとでまた御質問があるかもしれません

が、たとえば農林省が発表しておりますところの全国の基幹的な農業従事者が現在約九百万であります。これが年齢別に十年ごとの段階で区分されておりますが、たとえば政府案にいたしましても、社会党案にいたしましても、これが成立いたしますと、いずれも満二十歳以上の、社会党的場合には農業従事者、政府の場合には農業経営者といふことになるわけですが、現在の統計によりますと、二十歳から二十九歳までの年齢層は男女合計で約九十八万人であります。三十歳から三十九歳までの十年間の年齢層、これが百九十万人、四十歳から四十九歳までが二百十万人、五十歳から五十九歳までが百九十万人、六十歳までが百九十万人であります。三十歳から三十九歳までの十年間の年齢層、これが百九十万人、四十歳から三十九歳までの、それぞれ十年における世代といふことになっておるわけです。ですから、将来後繼者と目される二十歳から二十九歳、三十歳から三十九歳までの、それぞれ十年における世代といふことを比較した場合、ちょうど二十代は九十万、三十代は百九十万ですからして、若い世代の後繼者層といふものが激減しておるわけですね。ですから年金でありますからして、保険料を満額納入して年金を受給できるといふことになると、これは二十年後ということになら

るわけです。二十年後の日本の農業の経営の実態と、あるのは、いまのうから手金制度を通じて

るわけです。二十年後の日本の農業の經營の実態というものは、いまのうちから年金制度を通じて強力に離農、離村や經營移譲を促進させること、これが、長期的に見てもたして日本の農業発展にとって妥当な政策であるかどうかということは、これは十分考えなければならないと思うわけです。むしろ若い後継者の世代に対して、社会保障の中においても将来十分希望の持てる安定的な制度と、いうものを用意いたしまして、農業に従事するところが、男であっても女であっても、日本の自立經營農家を中心としたいわゆる同一世帯内における農業従事者が二十年あるいはそれ以上農業に従事した場合においては、国民食糧の生産と確保のために半生を通して努力した農民に対する国の重厚な保護政策というものはこういふものであるといふことを掲げることが、これから農業政策の長期的な発展の路線でなければならぬというふうにわれわれは考えておるわけであります。

特に最近は、二十歳以下でありますから、ことしの農業白書によりまして、ことしの三月の末に中学校、高等学校卒業いたしまして農村に残る者の数は、男女合わせてわずか三万六千人しかいないうわけです。昨年から五年前までは大体五万ないわけです。いし六万人の中学校、高等学校を出た新しい卒業者が農村に残つたわけでありますから、ことしはもう三万六千人です。ですから世代交代を三十年周期とした場合には、ことしのように三万六千人ずつ新しい予定後継者が出了場合においても、わずか百万人しかおらないということにこれはなるわけであります。こういうことは政府においても十分承知のことなんです。承知しておりますながら、いたずらに離農を促進するあるいは經營移譲をすすめる、移譲しないものにおいては年金制度の中で強制加入の中での罰則的な適用をするといふようなことになれば、ますます若い農民層に対して希望を失わせるというようなことになると思うわけであります。そういう点をわれわれは十分判断いたしました、特に国民年金制度を基本にいたしまして、国民年金制度と全く別個独立のものというこ

○池田政府委員 ないような問題になつてしまふのじゃないかと思ふのですが、いまのような場合に、これを買ひ上げて、これは三つの原則にはつきり当てはまるでしようか。また、こういうようなところは買わないとする、本来の趣旨のでしようか、買わないとすると、本来の趣旨が生きないことになるじゃないか、この点に対する疑問を解明してもらいたいと思います。

○池田政府委員 先ほどもお答えしたことでおかれいますが、基金が農地を買ひますのは、原則的に

年金の場合の印紙と農業者年金の場合の印紙とどういうふうにして区別するのか、農協のほうへ委託される場合には農協に印紙を張らせるのか、農林中央金庫などにやらせる場合にはたしてその事務はどうなるのだ。土地の売買、こういうふうなものは当然その中に入るとすると、出張機関または直接それに当たる機関を各都道府県に全部置くのか、こういうふうなことが問題になつてこようと思うのです。私はこの点はこの場所ではつきり解明しておいていただきたいと思うのですが、こ

金、こういうようなものを引き出せば、この基金そのものには損はないのだという一つの安易な考え方、もしそうなった場合には、農協はいわゆる税務署的な役割りをつとめてくれるのだから、どうの道基金のほうには損はないのだという考え方、そうなると、国の下部機関として農協を今後は皆さんが自由に使いこなすということになって、私はこういうような点はどうも納得できない。まして今後は政令が省令にゆだねることになっており、経営面積についてこれは政令できめるとい

れども、ほんとうはもつともつと大事なんですねけれども、きょうはこれで終わらしていただきますので、最後の答弁は、これで終わりだからといって逃げたならば、再質問します。

○池田政府委員 前の二つの御質問にお答え申上げます。

強制徴収の問題でございますが、私どもは一般の業務につきましては市町村とか、あるいは農協とか、御相談をいたしました上で委託をするところということになりますが、かりに強制徴収をど

は将来ともその地域が農業を中心に地域の振興をしていくのであるから、いわゆる農業振興地域といふものを予定しているわけでございまして、一部にはあるいは多少過疎地域めいたところも入るかと思いますが、たてまえはそういうことでございますから、私どもは基金が買いました農地が処分に困るというような事態はないというふうに確信をいたしております。

○島本委員 いよいよ最後であります。残念でありますけれども、いづれまた時間をもらって質疑を尽くさしてもらいたいと思うのですが、業務委託について先ほども大橋君が触れられました。私は制度の内容、こういうようなものから、そのものが農民がほんとうに望むものであるならば、保険料の納付に対する疑問もありあいにないのぢやないかと思うのです。こうじやよろんな場合でない場合には、往々にして掛け金を徴収する事務、こういふものの委託がどこに行なわれるか、こういうようなことで運営上また重大な問題が生ずるのじやないか、こう思うのです。すなわち、基金は、市町村、それから農業協同組合、それから農林中央金庫など、こういうよろくなことになつてゐるのであります。そななりますと、農協が

○倉石国務大臣　委託につきましては、いまお話を
しのよろに、法律にも書いてあります、市町
村、農協、その他ございます。これはこれからそ
ういう方々と十分お話し合いをして、全部を農協
にお願いするわけではありません。そこで農協
も、もちろん農業協同組合が農業運営について一
番大事な役割りを持つておるのでありますから、
そういうことの責任を十分感じられておるはずで
あります。農業協同組合というものが存立して農
村民の利益のために活動していくについては、政
府は非常な御協力を申し上げておるわけでありま
すから、農協の方々も十分そういうことは理解し
ておると思いますが、また基金の中には評議員会
という制度を設けまして、生産者その他の各方面
の意見を伺つて民主的に運営する、そういうのが
私どもの考え方であります。

印紙のことについては事務当局から申し上げま
す。

○池田政府委員　印紙のお話ございましたが、
私どもは現在印紙によるということは実は考えて
おりませんで、現金でいただく、こういう予定で

うことになつておりますけれども、当然加入者の要件の中で、〇・五 ヘクタール、北海道の場合二・〇 ヘクタールだ、こういうふうにいわれておりますが、私どものいる道南方面では、約七〇%がもう二ヘクタール未満なんですが、こういうようなものも全国各地についてこれをやるようなことになると、これはやはりおかしいことになつてしまふ。同時にこういうような点は特殊性を十分考えて運営するのでなければならない、こういうようにも思ひますが、この点に対応する考え方、これを大臣に伺いたい、こういうように思ひます。私はその点で終わります。終わりますけれども、厚生政務次官から先ほどの答弁の中で、石炭鉱業年金基金法があるじゃないかということになつた。これは、なるほどこの離農する人に対するとしては、おそらく同じようにして石炭鉱業年金基金法がある。これも年金だというならば、事業主がすべて掛けて、労働者の負担がないような運営であり、業者の財源措置はそれぞれ石炭一トンから幾らといふ、あるいはつきりはかられているはずです。**国政策第**の年金としてこれをやるならば、これも一つの政策年金として石炭鉱業年金基金法が運用をされたはずですから、農民に対しても

うしても使わなければならぬような場合が起きましたときには、これは農協にやらせると、今は全く考えておりません。法案の中でもその点ははつきりいたしておりまして、市町村にお願いをいたしまして、強制徴収をする、こういうことでござります。

それから加入者の資格面積の問題でございまして、北海道の場合、いかにも実態に合わないではないかという御指摘でござりますが、私どもはこれは政令で定める予定にいたしておりますので、御審議の結果を十分配慮いたしましてきめたいといふことでございます。必ずしも一律に全部北海道の場合一ヘクタールということをきめているわけではございません。

○鶴本(龍)政府委員 島本先生実はたいへんうまくすりかえられましたが、先ほど小林先生にお答えをいたしましたのは、基金という名称について、それがけしからぬというお話をありましたから、石炭鉱業の基金というものがござります、法律に基づいた基金というものは現実にありますといふことを申し上げた次第でありますと、その中身についてその相似性を云々したわけではございません。

もし断つたならば、これは市町村中心に業務委託が行なわれるのか、これが通つたならば農協は断つことができるなくなるのか、この業務委託について、私はほつきりその点を説明する必要があるうかと思います。

○草野委員長 島本君、簡単に願います。
○島本委員 ちよつと大事ですから……。
それで、強制徴収ということになりますと、もし農協にやらせる場合には二つの点で大きい問題

いろいろなものをすぐやつたならば、國のほうで
すぐできるんじやないか。こういうふうに思うわ
けなんです。石炭のほうにあるのに、なぜ農民は
これを利用できないのか。これはひとつ厚生政務

なおいま御指摘になりましたような点、あるいはこの農業者年金といふものが、いわゆる年金業務だけであったならば、あるいはこれは国が直接やるほうがよりベターな姿であるかもしませんが、その他のいろいろな業務がござります。土地

う国の部門がそのままやつていいくことには必ずしもまいらない行政上の体系もありますので、むしろこうした形態をとるほうが、われわれはより実態に合うものと考えております。

○島本委員 皆さんのが今までの忍耐に敬意を表してこれで終わります。ありがとうございます。

た。

○草野委員長 以上で本連合審査会は終了することとし、これにて散会いたします。

午後一時四十三分散会